

改正條項 (昭和十七年二月二十三日)

法律第五十號

第十六條第一項中「百分の十八」を「百分の二十五」に、「百分の二十八」を「百分の三十七」に改む

第十七條第一項中「百分の二十」を「百分の二十四」に、「百分の三十」を「百分の三十六」に、「百分の四十」を「百分の四十八」に、「百分の五十」を「百分の六十」に、「百分の六十五」を「百分の七十二」に改む

附則

本法は昭和十七年四月一日より之を施行す  
各事業年度の所得に對する法人税に付ては昭和十七年一月一日以後終了する事業年度分より、清算所得に對する法人税に付ては昭和十七年一月一日以後に於ける解散又は合併に因る分より本法を適用す

舊參照條項

第十六條第一項

法人税は左の稅率に依り之を賦課す  
一 各事業年度の所得

本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人

所得金額の百分の十八

本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人

所得金額の百分の二十八

第十七條第一項

同族會社が各事業年度に於て留保したる金額中左の各號の一に該當する金額あるときは政府は其の事業年度の所得を年額に換算したる金額中五萬圓以下の金額に百分の二十、五萬圓を超える金額に百分の三十、十萬圓を超える金額に百

分の四十、五十萬圓を超える金額に百分の五十萬圓を超える金額に百分の六十五を乗じたる合計金額の所得年額に對する割合を求め之を稅率として左の各號の一に該當する金額(各號共に該當する場合には其の多額なる一方)に付適用して算出したる稅額を各事業年度の所得に對する法人税に加算することを得(左記略す)

八二、法人税の稅率はどうか改正されたのですか

法人税の稅率は各事業年度の所得、清算所得及各事業年度の資本とに依つて夫々區別せられ各稅率が定められて居るのであります、其の稅率は次の如く改正されたのであります。

(イ) 各事業年度の所得

一、本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人 所得金額の百分の二十五(舊百分の十八)

二、本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人 所得金額の百分の三十七(舊百分の二十八)

(ロ) 清算所得 所得金額の百分の十八(現行通り)

(ハ) 各事業年度の資本 資本金額の千分の一、五(現行通り)



而して法人が各事業年度に於て納付したる所得税法第十條に規定する配當利子所得に對する分類所得税額は、當該事業年度の所得に對する法人税額から之を控除せられるのでありますが、右の控除すべき所得税法第十條に規定する配當利子所得に對する分類所得税は法人の所得計算上之を損金に算入せられないのであります。以上のことは清算所得に對する法人税に付ても之を準用せられることは從來と同様であります。亦曩に述べたる各事業年度の資本に對する法人税額が年十圓に満たざる場合には年十圓とすることも從來通りであります。尙ほ法人税法第四條の規定に依り計算したる所得金額なき法人の當該事業年度の資本に對する法人税は之を免除せらるゝのであります。更に法人税法第十六條第一項及第五項の規定に依つて、算出したる各事業年度の資本に對する法人税額が其の事業年度の所得金額から其の事業年度の所得に對する法人税額を控除したる殘額を超過するときは、其の超過額に相當する各事業年度の資本に對する法人税に付ても亦同様免除せられること從來通りであります。

(註) 法人税法施行規則

第十二條 法人税法第十六條第二項又は第四項の規定に依り所得に對する法人税額より控除すべき所得税法第十條に規定する配當利子所得に對する分類所得税額中公債若は社債の利子又は法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配(利益の配當と稱す以下同じ)に對するものは其の元本を所有したる期間の利子又は利益の配當に對するものに  
限る

前項の元本を所有したる期間の利子又は利益の配當に對する分類所得税額は左の方法に依り之を計算す

(一) 元本を所有したる期間の利子に對する分類所得税額は其の納付したる分類所得税額を其の元本たる公債又社債を所有したる期間の利子額と所有せざりし期間の利子額とに按分して之を計算す

(二) 元本を所有したる期間の利益の配當に對する分類所得税額は其の納付したる分類所得税額を其の元本を所有したる期間に應じ割當てたる利益の配當額と所有せざりし期間に應じ割當てたる利益の配當額とに按分して之を計算す

第十三條 法人税法第十六條第二項又は第四項の規定に依り所得に對する法人税額より分類所得税額の控除を受けんとする法人は法人税法第十八條の申告と同時に其の旨所轄稅務署に申請すべし

前項の申請を爲す場合に於ては所得税法第十條に規定する配當利子所得の種類別に其の利子若は利益又は法人より受くる利益の配當、納付したる税額及控除を受くべき税額に關する明細書を提出すべし

第十四條 稅務署長に於て必要ありと認むるときは前條の申請を爲したる法人に對し其の計算を證明すべき書類又は帳簿の呈示又は提出を命ずることを得

第十五條 法人税法第十六條第五項の年十圓の金額は當該事業年度の月數を十圓に乗じ之を十二分したる金額に依る第三條の規定は前項の月數の計算に付之を準用す

八三、同族會社の留保金額について法人税の加算はどう改められたのですか

同族會社が各事業年度に於て留保したる金額中に次の各號の一に該當する金額があるときには、政府は其の事業年度の所得を年額に換算したる金額中五萬圓以下の金額に百分の二十四(舊百分の二十)五萬圓



を越ゆる金額に百分の三十六（舊百分の三十）十萬圓を越ゆる金額に百分の四十八、（舊百分の四十）五十萬圓を越ゆる金額に百分の六十（舊百分の五十）百萬圓を越ゆる金額に百分の七十二（舊百分の六十五）を乗じたる合計金額の所得年額に對する割合を求めて、之を税率として次の各號の一に該當する金額（各號共に該當する場合には其の多額なる一方）に付て適用して算出したる税額を各事業年度の所得に對する法人税に加算することを得ること従來と同様でありまして之が税率は上記の如く引上げられたのであります。

一 各事業年度の所得中留保したる金額が其の事業年度に於ける所得の十分の三に相當する金額を超過するときは其の超過金額

二 各事業年度の所得中留保したる金額から其の事業年度に於ける所得の十分の一に相當する金額を控除したる残額及其の事業年度末に於ける積立金額の合計が其の事業年度末に於ける拂込株式金額又は出資金額の二分の一に相當する金額を超過するときは、其の超過金額とすることになつて居るのであります。其の事業年度末に於ける積立金額が拂込株式金額又は出資金額の二分の一を超過する場合に於ては、其の超過額は之を控除することも従來と同様であります。

右の各事業年度の所得及所得中留保したる金額は其の事業年度の所得及資本に課せらるべき法人税額（上記に依つて加算する税額を含まず）及法人税第十四條の規定に依つて、控除すべき臨時利得税額を其の事業年度の所得及其の所得中留保したる金額の双方から控除したる残額に依るのであります。

而して本法に於て同族會社と稱するは株主又は社員の一入及之と親族、使用人、命令を以て定むる出資關係ある法人等特殊の關係ある者の株式金額又は出資金額の合計が其の法人の株式金額又は出資金額の二分の一以上に相當する法人を謂ふこと従來と同様の解釋であります。

### 八四、特別法人税法はどう改正されたのですか

尙ほ重石鑛及モリブデン鑛の採掘又は採取の事業を営む法人には法人税を免除せられることに改められたのであります。

特別法人税は一般の法人に對する法人税の増徴に對應して、産業組合その他の特別の法人に對しても負擔の増加するの必要上、其の税率百分の六を法人税の半額たる百分の十二・五に引上げ同時に森林組合等に對しても新に特別法人税を課することに改められたのであります。特別法人税法第二條及第九條の條項が夫々改正されたのであります。次に改正事項についての新舊對象を示せば次の如くであります。

#### 改正條項 （昭和十七年二月二十三日法律第五十一號）

第二條第五號の次に左の一號を加ふ

- 五の二 森林組合及森林組合聯合會（所屬の組合員、組合又は聯合會をして出資を爲さしめざるものを除く）

第九條中「百分の六」を「百分の十二・五」に改む

#### 舊參照條項

第二條 本法に於て特別の法人とは左に掲ぐる法人を謂ふ

- 五 漁業協同組合及漁業組合聯合會
- 第九條 特別法人税の税率は百分の六とす



本法は昭和十七年四月一日より之を施行す  
本法は昭和十七年一月一日以後終了する事業年度  
分より之を適用す

**八五、特別法人税法に依る特別の法人はどう追加されたのですか**

現行特別法人税法第二條に依れば、産業組合及産業組合聯合會、商業組合及商業組合聯合會（所屬の組合員、組合又は聯合會をして出資を爲さしめざるものを除く）、工業組合及工業組合聯合會（所屬の組合員、組合又は聯合會をして出資せしめざるものを除く）貿易組合及貿易組合聯合會（所屬の組合員、組合又は聯合會をして出資を爲さしめざるものを除く）漁業協同組合及漁業組合聯合會、蠶糸共同施設組合、産業組合中央金庫及商工組合中央金庫等は特別の法人であります、今回の改正令に於ては新に森林組合及森林組合聯合會（所屬の組合員、組合又は聯合會をして出資を爲さしめざるものを除く）を追加することとなつたのであります。之が改正の理由とするところは特別法人税は特別の法人の剰餘金について之を賦課することになつて居るのであります、右の森林組合及森林組合聯合會も今度剰餘金の配當を爲し得ることとなつたがために本税法第二條の特別の法人に指定せられ五號の二として追加せらるることとなつたのであります。

**八六、特別法人税の税率はどう改められたのですか**

現行特別法人税法第九條に依れば特別法人税の税率は百分の六であります、今度内國法人の法人税が百分の十八から百分の二十五に引上げられたるに依つて之が半分（特別法人税は大體法人税の半分を目安として居るのであります）たる百分の十二・五に引上げられることとなつたのであります。

**八七、營業税法はどう改められたのですか**

營業税法の改正は清算期間に納付した分類所得税は清算純益の計算上損金に算入せられざること、法人の家屋税額が營業税額から控除せられたことでありまして營業税法第七條及第十四條の改正であります。之が改正事項について新舊對象を示せば次の如くであります。

**改正條項**（昭和十七年二月二十三日法律第五十二號）

**第七條第二項の次に左の一項を加ふ**

法人の清算期間中に納付したる分類所得税にして法人税法第十六條の規定に依り其の額を清算所得に對する法人税額より控除すべきものは第一項の清算純益の計算上之を損金に算入せず

**舊参照條項**

**第七條第一項**

法人解散したる場合に於て其の剰餘財産の價額が解散當時の拂込株式金額又は出資金額及積立金額の合計金額を超過するときは其の超過金額を以て法人の清算純益とす



第十四條中「地租額」の下に「又は家屋税額」を

「土地」の下に「又は家屋」を、「地租」の下に「又は家屋税」を加ふ

附則

本法は昭和十七年四月一日より之を施行す

法人の各事業年度の純益に對する營業税に付ては昭和十七年一月一日以後終了する事業年度分より清算純益に對する營業税に付ては昭和十七年一月一日以後に於ける解散又は合併に因る分より、個人の營業税に付ては昭和十八年分より本法を適用す

第十四條第二項乃至第四項

法人が各事業年度に於て納付したる地租額は命令の定むる所に依り當該事業年度の營業税額より之を控除す

個人が其の營業用の土地に付納付したる地租額は命令の定むる所に依り其の營業税額より之を控除す

前二項の場合に於て控除すべき地租は純益計算上之を損金又は必要経費に算入せず

八八、法人の清算期間中に納付したる分類所得税は清算純益の計算上損金に算入出来ますか

營業税法第七條に依れば法人が解散したる場合に於て其の殘餘財産の價額が解散當時の拂込株式金額又は出資金額及積立金額の合計金額を超過するときは其の超過金額を以て法人の清算純益とすることにな

つて居るのであります。亦法人が合併を爲したる場合に於て合併に因つて消滅したる法人の株主又は社員が合併後存続する法人若し合併に因つて設立したる法人から合併に因つて取得する株式の拂込済金額又は出資金額及金銭の總額が合併に因つて消滅したる法人の合併當時の拂込株式金額又は出資金額及積立金額の合計金額を超過するときは其の超過金額は之を合併に因つて消滅したる法人の清算純益と看做すことになつて居るのであります。而して今回新に追加せられたる條項は法人の清算期間中に納付したる分類所得税にして法人税法第十六條の規定に依つて其の額を清算所得に對する法人税額から控除すべきものは清算純益の計算上之を損金に算入することを許されないことに定められたのであります。亦法人の清算期間中に生じ又は合併に因つて生じたる純益にして營業税法其の他の法律に依つて營業税を課せられざるもの金額は清算純益金額より之を控除することは從來と同様であります。其の他積立金額とは積立金其の他名義の何たるを問はず法人の各事業年度の純益中其の留保したる金額を謂ひ法人税及臨時利得税として納付すべき金額は右の留保したる金額には之を算入せざること從來と同様であります。

八九、家屋税額は營業税額より控除せられるのですか

法人が各事業年度に於て納付したる地租額又は家屋税額は命令の定むる所に依つて當該事業年度の營業税額より之を控除せられることとなつたのであります。家屋税は昭和十七年度から實施せられることとなりたるため右の家屋税も地租と同様營業税額から控除することとしたのであります。亦個人の場合も同様



其の營業用の土地又は家屋に付て納付したる地租額又は家屋税額は命令の定むる所に依つて其の營業税額から之を控除せられるのであります。而して控除すべき地租又は家屋税は純益計算上之を損金又は必要経費には算入せられないのであります。茲に述べたる事項は法人の清算純益に對する營業税に付ても之を準用せられるのであります。尙ほ營業税の税率は百分の一、五なること從來と同様であります。

**九〇、改正事項は何日から施行せられるのですか**

本法は昭和十七年四月一日から之を施行するのであります。而して法人の各事業年度の純益に對する營業税に付ては昭和十七年一月一日以後終了する事業年度分から、清算純益に對する營業税に付ては昭和十七年一月一日以後に於ける解散又は合併に因る分から、個人の營業税に付ては昭和十八年分から本營業税法を適用することになつて居るのであります。尙ほ營業税免除の物産として重石鑛・モリブデン鑛が追加されたのであります。

**九一、相続税法はどう改正されたのですか**

相続税は他の所得に對して相當の増税を斷行した振合上財産に對しても相當程度の負擔を増加するを適當と認めて其の税率を引上げ總税額に於て二割程度の増税を行ふことにしたのであります。之が反面所得税に於けると同様扶養家族のある者の負擔を緩和するため控除額千圓を千五百圓に引上げるに至つたのであります。今回の改正事項は相続税法第五條、第八條及第二十八條の各條項でありまして之が新舊對照を

示せば次の如くであります。

**改正條項** (昭和十七年二月二十三日法律第五十三號)

第五條二中「千圓」を「千五百圓」に改む

**舊參照條項**

第五條の二第一項及第二項

本法施行地に住所を有する者の死亡に因る家督相続にして其の課税價格五萬圓以下のものに付ては命令の定むる所に依り課税價格より相続開始當時の被相続人の同居家族中年齡十八歳未満若は六十歳以上又は不具廢疾の者一人に付千圓を控除す

本法施行地に住所を有する者の死亡に因る遺産相続にして其の課税價格三萬圓以下のものに付ては命令の定むる所に依り課税價格より相続開始當時被相続人の親權に服し且被相続人と同居する子の中年齡十八歳未満又は不具廢疾の者一人に付千圓を控除す



第八條中稅率を左の如く改む

第八條 相続税は課稅價格を左の各級に區分し其の區分に對し相続人の種類に従ひ遞次に各稅率を適用して之を課す  
外國の法律に依り開始したる相続に關しては遺産相続に關する稅率を適用す但し相続人二人以上ある場合に於て其の適用すべき稅率相異るときは最低き稅率を適用す

家 督 相 續 (稅 率)

課 稅 價 格

相続人が被相続人の家族たる直系卑屬なるとき

相続人が被相続人の指定したる者、民法第九百八十二條の規定に依り選定せられたる者、被相続人の家族たる直系尊屬又は入夫なるとき

相続人が民法第九百八十五條の規定に依り選定せられたる者なるとき

一 萬圓以下の金額	千分の十	二(舊千分の十)	千分の十	八(舊千分の十五)	千分の二十四(舊千分の二十)
一 萬圓を越ゆる金額	千分の十	八(千分の十五)	千分の二十四	千分の二十	千分の三十六(千分の三十)
二 萬圓を越ゆる金額	千分の二十四	千分の二十	千分の三十六	千分の三十	千分の五
三 萬圓を越ゆる金額	千分の三	十(千分の廿五)	千分の五	十(千分の四十)	千分の七
			十(千分の六十)		

四 萬圓を越ゆる金額	千分の四	十(千分の三十)	千分の六	十五(千分の五十)	千分の九十五(千分の八十)
五 萬圓を越ゆる金額	千分の六	十(千分の五十)	千分の八	十五(千分の七十)	千分の百二十(千分の百)
七 萬圓を越ゆる金額	千分の八	十五(千分の七十)	千分の十	二十(千分の九十)	千分の百五十(千分の百)
十 萬圓を越ゆる金額	千分の十	二十(千分の九十)	千分の十二	二十五(千分の百)	千分の百五十(千分の百)
十五萬圓を越ゆる金額	千分の十五	三十(千分の百)	千分の十八	四十(千分の百)	千分の百五十(千分の百)
二十萬圓を越ゆる金額	千分の二十	四十(千分の百)	千分の二十五	五十(千分の百)	千分の百五十(千分の百)
三十萬圓を越ゆる金額	千分の三十	六十(千分の百)	千分の三十五	七十(千分の百)	千分の百五十(千分の百)
四十萬圓を越ゆる金額	千分の四十	八十(千分の百)	千分の四十五	八十(千分の百)	千分の百五十(千分の百)
五十萬圓を越ゆる金額	千分の五十	百(千分の百)	千分の五十五	九十(千分の百)	千分の百五十(千分の百)
七十萬圓を越ゆる金額	千分の六十	百二十(千分の百)	千分の六十五	百(千分の百)	千分の百五十(千分の百)
百 萬圓を越ゆる金額	千分の七十	百五十(千分の百)	千分の七十五	百十(千分の百)	千分の百五十(千分の百)
二百萬圓を越ゆる金額	千分の九十	二百(千分の百)	千分の八十五	百二十(千分の百)	千分の百五十(千分の百)
三百萬圓を越ゆる金額	千分の一	二百五十(千分の百)	千分の九十五	百三十(千分の百)	千分の百五十(千分の百)
五百萬圓を越ゆる金額	千分の一	三百(千分の百)	千分の一	百四十(千分の百)	千分の百五十(千分の百)



遺産相續 (税率)

課税價格	相續人が直系卑屬なるとき	相續人が配偶者又は直系尊屬なるとき	相續人が其の他の者なるとき
五千圓以下の金額	千分の二十四(舊千分の二十)	千分の三十六(舊千分の三十)	千分の四十八(舊千分の四十)
五千圓を超ゆる金額	千分の三十六(千分の三十)	千分の四十八(千分の四十)	千分の七十二(千分の六十)
一萬圓を超ゆる金額	千分の四十八(千分の四十)	千分の六十一(千分の五十)	千分の九十六(千分の八十)
二萬圓を超ゆる金額	千分の六十一(千分の五十)	千分の八十五(千分の七十)	千分の百二十(千分の百)
三萬圓を超ゆる金額	千分の七十五(千分の六十)	千分の百一十(千分の九十)	千分の百四十五(千分の百二十)
四萬圓を超ゆる金額	千分の九十五(千分の八十)	千分の百三十五(千分の百十)	千分の百七十(千分の百四)
五萬圓を超ゆる金額	千分の百二十(千分の百)	千分の百六十(千分の百)	千分の百七十五(千分の百)
七萬圓を超ゆる金額	千分の百四十五(千分の百)	千分の百八十五(千分の百)	千分の二百(千分の百)
十萬圓を超ゆる金額	千分の百八十(千分の百)	千分の二百(千分の百)	千分の二百二十(千分の百)
十五萬圓を超ゆる金額	千分の二百(千分の百)	千分の二百二十(千分の百)	千分の二百四十(千分の百)
二十萬圓を超ゆる金額	千分の二百二十(千分の百)	千分の二百四十(千分の百)	千分の二百六十(千分の百)
三十萬圓を超ゆる金額	千分の二百四十(千分の百)	千分の二百六十(千分の百)	千分の二百八十(千分の百)
四十萬圓を超ゆる金額	千分の二百六十(千分の百)	千分の二百八十(千分の百)	千分の三百(千分の百)
五十萬圓を超ゆる金額	千分の二百八十(千分の百)	千分の三百(千分の百)	千分の三百二十(千分の百)

七十萬圓を超ゆる金額	千分の四百(千分の三百)	千分の四百四十(千分の三百六十)	千分の四百八十(千分の三百九十)
百萬圓を超ゆる金額	千分の四百(千分の三百)	千分の四百四十(千分の三百六十)	千分の四百八十(千分の三百九十)
二百萬圓を超ゆる金額	千分の四百(千分の三百)	千分の四百四十(千分の三百六十)	千分の四百八十(千分の三百九十)
三百萬圓を超ゆる金額	千分の四百(千分の三百)	千分の四百四十(千分の三百六十)	千分の四百八十(千分の三百九十)
五百萬圓を超ゆる金額	千分の四百(千分の三百)	千分の四百四十(千分の三百六十)	千分の四百八十(千分の三百九十)

第二十八條中「五年又は七年以内」を「七年又は十年以内」に改む

第二十八條 朝鮮、臺灣又は樺太に於ける法令に

依り相続税を課せらるべき相続が其の地に於て開始したる後五年又は七年以内に於て更に本法施行地に於て相続開始したるときは第十條の規定を準用す

附則

本法は昭和十七年四月一日より之を施行す  
 本法施行前開始したる相続に關しては仍從前の例に依る但し第八條の改正規定は隱居に因り開始したる家督相續に在りては昭和十七年一月一日以後



に開始したるもの、第二十三條第一項に規定する贈與に在りては同日以後に爲したるものに付之を適用す

第二十三條第一項

一九四

左に掲ぐる場合に於て贈與の價額が千圓以上なるときは遺産相續開始したるものと看做し其の財産の價額を課税價格として本法に依り相續税を課す但し本法施行地に住所を有せざる者の爲したる贈與に在りては本法施行地に在る財産に付爲したるものに限る

- 一、親族に贈與したるとき
- 二、分家を爲すに際し若は分家を爲したる後本家の戸主又は家族が分家の戸主又は家族に贈與を爲したるとき

(参考)

相續税物納不動産收納規則 (昭和十七年二月十八日 勅令第九十一號)

第一條 稅務署長は本令の定むる所に依り相續税物納不動産の收納に關する事務を取扱ふべし  
第二條 稅務署長不動産に依る相續税の物納を許可したるときは遲滯なく當該不動産の所有權移轉の登記

を登記所に囑託すべし

第三條 前條の登記完了したるときは稅務署長は相續税物納不動産收納濟證書を納税者に交付すると共に相續税物納不動産明細書を當該不動産を管理すべき官廳に送付すべし

第四條 稅務署長は毎月相續税物納報告書を調製し參照書類を添へ之を歳入事務管理廳に送付すべし

第五條 歳入事務管理廳は相續税物納報告書に依り毎月相續税物納總報告書を調製し參照書類を添へ其の翌月中に之を大藏大臣に送付すべし

第六條 稅務署長は會計検査院に證明の爲相續税物納額計算書を調製し證書類を添へ之を歳入事務管理廳に送付し歳入事務管理廳は之を會計検査院に送付すべし

會計規則第七十五條及第六十二條の規定は前項の計算書に之を準用す

第七條 稅務署長は相續税物納簿を備へ之に相續税物納額を記入すべし

第八條 歳入事務管理廳は相續税物納總括簿を備へ之に相續税物納總額を記入すべし

第九條 第三條乃至第五條の書類の様式並に前二條の帳簿の様式及記入の方法は大藏大臣之を定む

附 則

本令は公布の日より之を施行す

第四條又は第五條の報告書の調製は當分の内大藏大臣の定むる所に依り會計規則第三十七條又は第三十八條の徵收報告書又は徵收總報告書に爲す記載を以て之に代ふることを得



## 九二、死亡に依る家督相続にして五萬圓以下の場合の控除金額はどう改められたのですか

現行相続税法第五條の二に依れば本法施行地に住所を有する者の死亡に因る家督相続にして其の課税價格五萬圓以下のものに付ては課税價格から相続開始當時の被相続人の同居家族中年齡十八歳未満若は六十歳以上又は不具廢疾の者一人に付て千圓を控除することになつて居るのでありますが、今度の改正に於ては扶養家族の負擔を緩和するため一人に付て千五百圓控除せられることになつたのであります。亦相続税法施行地に住所を有する者の死亡に因る遺産相続にして其の課税價格三萬圓以下のものに付ては課税價格から相続開始當時被相続人の親權に服し且被相続人と同居する子の中年齡十八歳未満又は不具廢疾の者一人に付千圓を控除することになつて居るものを今度の改正に於ては前述と同様の理由即ち扶養家族の負擔を緩和するため一人に付千五百圓を控除せられることに改められたのであります。而して右の控除すべき金額は課税價格から遺贈の價額及相続税法第三條の規定に依つて相続財産の價額に加へたる贈與の價額を控除したる殘額に相當する金額を超ゆることがないことは勿論であります。

### (註) 相続税法施行規則

第二條の三 相続税法第五條の二に規定する不具廢疾者は心神喪失の常況に在る者、聾者啞者盲者其他重大なる傷損を受け又は不治の疾患に罹り常に介護を要する者を謂ふ

第二條の四 相続税法第五條の二第一項又は第二項の規定に依る控除を受けむとする者は相続税の課税價格決定前其の旨を所轄稅務署に申請すべし

前項の申請書には年齡十八歳未満若は六十歳以上又は不具廢疾の者の氏名、生年月日、職業、被相続人との續柄、不具廢疾の事實及控除金額を記載すべし

稅務署長に於て必要ありと認むるときは前二項の規定に依る申請を爲したる者に對し戶籍の謄本若は抄本又は醫師の診斷書其の他必要な書類の提出を命ずることを得

## 九三、相続税の税率はどう改められたのですか

相続税の税率は所得に對して相當の増税を行つた關係上財産に對しても或る程度の負擔を増加するを適當と認め本相続税についても其の税率を前掲(一九〇頁參照)の如く引上げ總稅額に於て二割程度の増税を行ふことになつたのであります。

## 九四、相次相続の免除期間はどの位延長されたのですか

現行相続税法第二十八條に依れば朝鮮、臺灣又は樺太に於ける法令に依つて相続税を課せらるべき相続が其の地に於て開始したる後五年又は七年以内に於て更に本法施行地に於て相続開始したるときには相続税は第十條(相続税を課せらるべき相続開始したる後七年以内に於て更に相続開始したるときは命令の定



むる所に依り前の相續額に對する相續税に相當する相續税を免除す、相續税を課せらるべき相續開始したる後十年以内に於て更に相續開始したるときには命令の定むる所に依つて前の相續額に對する相續税の半額に相續する相續税を免除すの規定を準用することになつて居るのでありますが、今度の改正令に於て其の期間が七年又は十年以内に延長せられることになつたのであります。

尙ほ施行規則第二十二條の二第一項(相續税法第十七條の二の規定に依り物納を求むることを得べき相續税額は)中「不動産の價格に對する分の相續税額」は不動産の價額に對する分の相續税額の百分の百二十に相當する金額に改められ之は隠居に因り開始したる家督相續に在りては昭和十七年一月一日以後に開始したるものに付て適用せられることになつて居るのであります。

九五、印紙税法はどう改正されたのですか

印紙税法は前回増税せられたる物品切手に對する印紙税以外は、今回の改正に於て全面的に増徴せられることになつたのであります。例へば判取帳の五十錢が一圓となり、通帳の五錢が十錢となり委任狀の二錢が三錢に引上げられたのであります。

物品切手以外のものは昭和二年以來の改正であります。今回の改正事項は印紙税法第四條、第十一條、第十三條及第十四條でありまして之が新舊對照を示せば次の如くであります。

改正條項 (昭和十七年二月二十三日法律第五十四號)

第四條第一項第一號乃至第五號を左の如く改む

- 一 不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團又は船舶の所有權移轉に關する證書
- 二 消費貸借に關する證書
- 三 請負に關する證書
- 四 運送に關する證書
- 五 備船契約書

記載金高五十圓以下のもの	三錢
同百圓以下のもの	五錢
同五百圓以下のもの	二十錢
同千圓以下のもの	四十錢
同一萬圓以下のもの	一圓
同十萬圓以下のもの	五圓
同十萬圓を越ゆるもの	十圓
記載金高なきもの	五錢

同條同項第七號中「二錢」を「三錢」に、第八號乃至第三十二號中「三錢」を「五錢」に、第三十

舊參照條項

第四條第一項

左に掲ぐる證書、帳簿に關しては證書は一通毎に、帳簿は一冊一年以内の附込に對し左の印紙

税を納むべし

- 一 不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團又は船舶の所有權移轉に關する證書
- 二 消費貸借に關する證書
- 三 請負に關する證書
- 四 運送に關する證書
- 五 備船契約書

記載金高五十圓以下のもの	二錢
同百圓以下のもの	三錢
同五百圓以下のもの	十錢
同千圓以下のもの	二十錢
同一萬圓以下のもの	五十錢
同十萬圓を越ゆるもの	一圓
記載金高なきもの	三錢
六 物品切手	
記載金高三圓以下のもの	五錢
同五圓以下のもの	二十錢



三號中「五錢」を「十錢」に、第三十四號中「五十錢」を「一圓」に改む  
 第十一條中「三圓」を「五圓」に改む  
 第十三條中「二圓」を「四圓」に改む  
 第十四條中「第三十八條第三項但書」を「第三十八條第一項、第三項但書」に改む

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む  
 本法施行前作成したる證書又は帳簿の印紙税に關しては仍從前の例に依る

- 同十圓以下のもの 六十錢
- 同二十圓以下のもの 一圓二十錢
- 同三十圓以下のもの 一圓八十錢
- 同五十圓以下のもの 三圓
- 同百圓以下のもの 六圓
- 同百圓を越ゆるもの 六圓
- 百圓又は其の端數毎に 六圓
- 記載金高なきもの 五錢
- 七 委任狀 二錢
- 八 約束手形 三錢
- 九 爲替手形 三錢
- 十 銀行預金證書 三錢
- 十一 産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書 三錢
- 十二 産業組合聯合會、漁業組合聯合會、商工組合、中央金庫工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、商業組合、商業組合聯合會、貿易組合、又は貿易組

- 合聯合會の發する出資證券 三錢
- 十三 船荷證券 三錢
- 十四 運送貨物引換證 三錢
- 十五 倉庫證券 三錢
- 十六 保險證券 三錢
- 十七 株券 三錢
- 十八 債券 三錢
- 十九 相互保險會社の發する基金證券 三錢
- 二十 株式申込證 三錢
- 二十一 社債申込證 三錢
- 二十二 地上權、永小作權又は地役權に關する證書 三錢
- 二十三 使用貸借、質貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書 三錢
- 二十四 信託行爲に關する證書 三錢
- 二十五 無盡に關する證書 三錢
- 二十六 定款又は組合契約書 三錢



二十七	権利の變更に關する證書	三錢
二十八	追認又は承認に關する證書	三錢
二十九	受取書	三錢
三十	質權、抵當權に關する證書	三錢
三十一	前各號以外の證書	三錢
三十二	預金通帳	三錢
三十三	前號以外の通帳	五錢
三十四	判取帳	五十錢

證書に金高記載なきも證書面に標記しある價格の單位其の他の記載事項に依り其の金高を算出することを得るものは其の總金額を以て記載金高と看做す

第六條 印紙税は證書、帳簿に印紙を貼用して納むるものとす但し印紙税額に相當する現金を政府に納付して税印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得

第九條 印紙を貼用するときは證書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて證書又は帳簿作成者の印章又は署名を以て判明に之を消すべし

第十一條 證書、帳簿に相當印紙を貼用せず又は第六條但書に依り税印の押捺を受けざる者は證書、帳簿一箇毎に脱税高二十倍の罰金又は科料に處す但し脱税高二十倍の金額三圓に達せざる時は三圓の科料に處す

第十三條 第九條に違背したる者は證書、帳簿一箇毎に二圓の科料に處す

第十四條 第十一條及前條の罪を犯したる者には刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の規定を適用せず



九六、印紙税はどう改正されたのですか

印紙税法第四條に依る印紙税は次の如く改正されたのであります。

- (イ) 不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團又は船舶の所有權移轉に關する證書
  - 記載金高五十圓以下のもの 三錢 (舊二錢)
  - 同百圓以下のもの 五錢 (舊三錢)
  - 同五百圓以下のもの 二十錢 (舊十錢)
  - 同千圓以下のもの 四十錢 (舊二十錢)
  - 同一萬圓以下のもの 一圓 (舊五十錢)
  - 同十萬圓以下のもの 五圓 (舊一萬圓を超ゆるもの一圓)
  - 同十萬圓を超ゆるもの 十圓
- (ロ) 消費貸借に關する證書 五錢 (舊三錢)
- (ハ) 請負に關する證書 五錢 (從來通り据置)
- (ニ) 運送に關する證書 二十錢 (同)
- (ホ) 備船契約書 六十錢 (同)

- 記載金高三圓以下のもの 一圓二十錢 (同)
- 同五圓以下のもの 一圓八十錢 (同)
- 同十圓以下のもの
- 同二十圓以下のもの
- 同三十圓以下のもの

(ヘ) 物品切手

- 同五十圓以下のもの 三圓 (同)
- 同百圓以下のもの 六圓 (同)
- 同百圓を超ゆるもの 六圓 (同)
- 百圓又は其の端數毎に記載金高なきもの 五錢 (同)
- 記載金高なきもの 三錢 (舊二錢)

- (ト) 委任狀
- (チ) 約束手形
- (リ) 爲替手形
- (ヌ) 銀行預金證書
- (ル) 産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書
- (ヲ) 産業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、商業組合、商業組合聯合會、



商業小組合、貿易組合、貿易組合聯合會、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會、貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合又は貸室組合聯合會の發する出資證券

- (ワ) 船荷證券
- (カ) 運送貨物引換證
- (ヨ) 倉庫證券
- (タ) 保險證券
- (レ) 株券
- (ソ) 債券
- (ツ) 相互保險會社の發する基金證券
- (ネ) 株式申込證
- (ナ) 社債申込證
- (ラ) 地上權、永小作權又は地役權に關する證券

五錢(舊三錢)

- (ム) 使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證券
- (ウ) 信託行爲に關する證券
- (キ) 無盡に關する證券
- (ノ) 定款又は組合契約書
- (オ) 權利の變更に關する證券
- (ク) 追認又は承認に關する證券
- (ヤ) 受取書
- (マ) 質權、抵當權に關する證券
- (ケ) 前各號以外の證券
- (フ) 預金通帳
- (コ) 前號以外の通帳
- (エ) 判取帳

十錢(舊五錢)  
一圓(舊五十錢)



九七、証書、帳簿に印紙を貼用しなかつたり又は税印の押捺を受けざる

者の罰金又は科料はどの位に引上げられたのですか

現行印紙税法第十一條に依れば証書、帳簿に相當印紙を貼用しなかつたり又は印紙税法第六條但書（印紙税は証書、帳簿に印紙を貼用して納むるものとす但し印紙税額に相當する現金を政府に納付して税印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得）に依つて税印の押捺を受けざる者は証書、帳簿一箇毎に脱税高二十倍の罰金又は科料に、若し脱税高が二十倍の金額三圓に達せざるときは三圓の科料に處せられるのであります。が今度の改正に於ては本税に依る違反の防止と共に増徴上罰金又は科料の三圓が五圓に引上げられるに至つたのであります。而して現行印紙税法第十四條に依れば本第十一條の罪を犯したる者には刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の規定を適用せざる旨の規定であります。が今回の改正に於ては更に刑法第三十八條第一項（罪を犯す意なき行爲は之を罰せず、但法律に特別の規定ある場合は此の限に在らず）が追加せられることになつたのであります。

（註）刑法

第三十八條 罪を犯す意なき行爲は之を罰せず但法律に特別の規定ある場合は此限に在らず、罪本重かる可くして犯すこと知らざる者は其重きに從て處斷することを得ず、法律を知らざるを以て罪を犯す意なき爲すことを得ず但情狀に

因り其刑を減輕することを得

第三十九條 心神喪失者の行爲は之を罰せず心神耗弱者の行爲は其刑を減輕す

第四十條 癡啞者の行爲は之を罰せず又は其刑を減輕す

第四十一條 十四歳に満たざる者の行爲は之を罰せず

第四十八條 罰金その他の刑とは之を併科す但第四十六條第一項の場合には此限に在らず

二個以上の罰金は各罪に付き定めたる罰金の合算額以下に於て處斷す

第六十三條 従犯の刑は正犯の刑に照して減輕す

第六十六條 犯罪の情狀憫諒す可きものは酌量して其刑を減輕することを得

九八、証書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋にかけて印章又は署名しなかつ

た者の科料はどれだけに引上げられたのですか

現行印紙税法第十三條に依れば第九條（印紙を貼用するときは証書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて証書又は帳簿作成者の印章又は署名を以て判明に之を消すべし）に違背したる者は証書、帳簿一箇毎に二圓の科料に處せられる規定であります。が、之も亦違反防止と共に他の増徴の振合上二圓の科料が倍額の四圓に引上げられるに至つたのであります。而して現行印紙税法第十四條に依れば、本印紙税法第十一條の場合と同様本第十三條の罪を犯したる者にも、刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の規定を適用せざる旨の規定があるのであ



りますが、今回の改正に於ては更に刑法第三十八條第一項（罪を犯す意なき行爲は之を罰せず但し法律に特別の規定ある場合は此の限に在らず）が追加せられ強化せられるに至つたのであります。

### 九九、織物消費税法はどう改正されたのですか

織物消費税法は其の税率百分の十を百分の十五に引上げることとなつたのであります。臨時租税措置法に依つて生活上最低の必需品に付ては税率を据置くこととなつたのであります。

**改正 條 項**（昭和十七年二月二十三日法律第五十五號）

第二條中「百分の十」を「百分の十五」に改む

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

舊 參 照 條 項

第二條 消費税の税率は織物の價格百分の十とす

上掲にも明かなる如く織物消費税については、現在の負擔を考慮した結果、税率を現行百分の十を百分の十五に引上げることになつたのであります。尤も臨時租税措置法第二十一條の二に規定しある如く、人造絹織物等の中一般大衆の生活に關係の深い織物に對しては、臨時的措置として現行税率の百分の十を其の儘据置くこととなつたのであります。

### 一〇〇、物品税法はどう改正されたのですか

物品税法は前回の増税に於て据置いたマッチについて五錢から十錢の倍額に引上げ、千萬圓程度の増收を見込んで居るのであります。

**改正 條 項**（昭和十七年二月二十三日法律第五十七號）

第二條中「五錢」を「十錢」に改む

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

燐寸の製造者又は販賣者が本法施行の際製造場又は保税地域以外の場所に於て百萬本以上の燐寸を所持する場合に於ては其の場所を以て製造場、其の所持者を以て製造者と看做し之に物品税を課す此の場合に於ては本法施行の日に於て其の燐寸を製造場より移出したるものと看做し千本に付五錢の割合に依り算出したる金額を其の税額とし命令の定むる所に依り之を徴收す

舊 參 照 條 項

第二條 物品税の税率左の如し

第三種

一 燐寸 千本に付 五錢



前項の製造者又は販賣者は其の所持する燐寸の數量及貯藏の場所を本法施行後一月以内に政府に申告すべし

上掲にも明かなる如く物品税の中燐寸については負擔の公正上現行税率千本に付て五錢を十錢に引上げたのであります。

尙ほ本法施行の期日は別に勅令を以て定むることになつて居ります。之は經過的措置として附則にも明かなる如く燐寸の製造者又は販賣者が、本法施行の際に製造場又は保税地域以外の場所に於て百萬本以上の燐寸を所持する場合に於ては其の場所を以て、製造場其の所持者を以て製造者と看做して之に物品税を課することになつて居るのであります。尤も此の場合に於ては本物品税法施行の日に於て其の燐寸を製造場から移出したるものと看做して、千本について五錢の割合に依つて算出したる金額を其の税額として之を徵收することに定められて居るのであります。従つて右の製造者又は販賣者は其の所持する燐寸の數量及貯藏の場所を、本法施行後一月以内に政府に申告すべきことが命ぜられて居るのであります。

尙昭和十七年法律第五十七號附則第二項及第三項の規定施行に關する勅令に依れば

昭和十七年法律第五十七號附則第二項の規定に依り課すべき物品税は其税額百圓以下なるときには昭和十七年五月卅一日限、税額百圓を超ゆるときには左の區分に依つて各月に等分し其月末日限之を徵收することに定められて居るのであります。即ち税額百圓を超ゆるとき昭和十七年五月及六月、税額千圓を超ゆる

とき同年五月乃至七月、税額二千圓を超ゆるとき同年五月乃至八月、税額五千圓を超ゆるとき同年五月乃至九月と指定せられて居るのであります。亦昭和十七年法律第五十七號附則第三項の規定に依る申告は燐寸の所在地所轄稅務署に之を爲すことに定められて居るのであります。

### 一〇一、國庫出納金端數計算法はどう改正されたのですか

國庫出納金端數計算法に依れば、國庫の收入金又は支拂金にして一錢未滿の端數あるときには其の端數は之を切捨て、其の金額一錢未滿なるときには之を一錢とすることになつて居るのであります。

上記のことは國稅の課稅標準額の算定について又は分割して收入し又は支拂ふ金額に在りては、其の總額に付ても之が適用せられるのであります。偕て從來分割して收入又は支拂を爲す場合に於て、分割金額一錢未滿なるとき又は之に一錢未滿の端數を生じたるときは、其の分割金額又は端數は最初の收入金又は支拂金に之を合算せられて居つたのであります。之が地租の分納額に付ては除外せられて居つたのであります。今度新に家屋税が施行せられるに至つて之が更に地租と同様に取扱はれる旨を明かにするため茲に追加されたわけであります。その他五條中「賣藥印紙税」及第六條中「郡」は夫々削除せられたのであります。本法は昭和十七年二月二十七日法律第七十二號を以て公布せられたものでありまして之が新舊對照を示せば次の如くであります。



改正條項 (昭和十七年二月二十七日) 法律第七十二號

第四條但書中「地租」の下に「及家屋税」を加ふ

第五條中「賣藥印紙税及」を削る

第六條中「郡」を削る

附則

本法は公布の日より之を施行す

舊參照條項

第四條 分割して収入又は支拂を爲す場合に於て分割金額一錢未満なるとき又は之に一錢未満の端數を生じたるときは其の分割金額又は端數は最初の収入金又は支拂金に之を合算す但し地租の分納額に付ては此の限に在らず

第五條第一項 賣藥印紙税及郵便切手を以て納むる郵便料金に付ては本法を適用せず

第六條 本法は北海道府縣郡市町村其他勅令を以て指定したる公共團體の收入及支拂に關して之を準用す

右の改正せられたる訂正條文を示せば次の如くであります。

「第四條 分割して収入又は支拂の爲す場合に於て分割金額一錢未満なるとき又は之に一錢未満の端數を生じたるときは其の分割金額又は端數は最初の収入金又は支拂金に之を合算す但し地租及家屋税の分納額に付ては此の限に在らず」

「第五條第一項 郵便切手を以て納むる郵便料金に付ては本法を適用せず」

「第六條 本法は北海道府縣郡市町村其他勅令を以て指定したる公共團體の收入及支拂に關して之を準用す」

一〇二、電氣瓦斯税はどうして創設せられたのですか

今回創設せられた電氣瓦斯税は、之を表面的に見れば大衆課税的色彩が多分にあるのでありますが、戦時下に於ける電氣瓦斯の消費抑制の見地から亦已むを得ないところであり、併せて電氣瓦斯税は曩に述べたる如く住宅、商店等に於ける電氣又は瓦斯の使用に對しては、他の消費税との權衡上應分の負擔をさせると共にこれに課税することによつて消費の抑制にも資し得る見地から、創設したものであります。住宅、商店、旅館、劇場等の用に使用する電氣又は瓦斯の料金にして一月三圓以上のもの等に對しては、料金の百分の十の税率等を以て課税することにしたのでありますが、十六燭の定額燈を四個又は普通のガス七輪を二個程度使用する者に對しては、一月の料金三圓以上の場合においても課税しないことにしたのであります。本電氣瓦斯税は電氣事業者又は瓦斯事業者が、その需用者から料金を領收する際に徴收し、翌月末日までに政府に納めることになつてゐるのであります。其の要綱は次の如くであります。

電氣瓦斯税法要綱 (昭和十七年二月二十三日) 法律第五十八號

一、左に掲ぐる電氣又は瓦斯にはその使用者に對し本法に依り電氣瓦斯税を課すること



- (一) 住宅の用に使用するもの
  - (二) 旅館業、料理店業、席貸業その他之に類する營業にして命令を以て定むるものゝ用に使用するもの
  - (三) 劇場、映畫館、演藝場、觀物場(相撲、野球、拳闘その他の競技にして公衆の觀覽に供すること  
を目的とするものを開催する場所を含む)その他一定の催物又は設備を爲し公衆の觀覽又は遊戯に供  
する場所にして命令を以て定むるものゝ用に供するもの
  - (四) 撞球場、麻雀場その他命令を以て定むる遊技場の用に使用するもの
  - (五) 俱樂部、會館その他名稱の何たるを問はず會員その他命令を以て定むる者の親睦を圖り又はその  
慰安若は娛樂の用に供する場所の用に使用するもの
  - (六) 前各號の外照明の用又は命令を以て定むる機械、器具若は装置の用に使用するもの
- 二、共同住宅又は貸事務所の經營者その他家屋の全部又は一部を他人に貸付する者が電氣事業者又は瓦斯  
事業者より供給を受くる電氣又は瓦斯を家屋の借主に使用せしむるときはその電氣又は瓦斯は之をその  
借主が使用する用途に當該貸主が使用するものと看做すこと、電氣事業者が料金を領收せずして他人に  
電氣を使用せしむるとき又は瓦斯事業者が料金を領收せずして他人に瓦斯を使用せしむるときはその電  
氣又は瓦斯はこれをその他人が使用する用途に當該電氣事業者又は瓦斯事業者が使用するものと看做す  
こと

- 電氣事業者に非ざる者が自ら發電する電氣を電氣事業者に非ざる者に使用せしむるときはその電氣はこ  
れをその電氣事業者に非ざる者が使用する用途に當該發電者が使用するものと看做すこと
- 三、組合又は共同事業に依り組合員又は共同事業者に對し電氣を供給する事業又は瓦斯を導管に依り供給  
する事業は本法の適用に付てはこれを電氣事業又は瓦斯事業と看做すこと、但し組合員又は共同事業者  
より料金を領收せざるものはこの限に在らざること
- 四、左に掲ぐる者には電氣瓦斯税を課せざること
- (一) 國、北海道、府縣、市町村その他命令を以て指定する公共團體
  - (二) 神社及び法人たる宗教團體
- 五、左に掲ぐる電氣又は瓦斯には電氣瓦斯税を課せざること
- (一) 農業(畜産業、養蠶業及び林業を含む)水産業、鑛業、(砂鑛業及び土石採取業を含む工業(土  
木建築業、電氣供給業、瓦斯供給業及び水道業を含む)交通業又は倉庫業を營む者が命令の定むる所に  
依り其の業務の用に使用するもの
  - (二) 私立の幼稚園又は學校が保育又は教育の用に使用するもの
  - (三) 公衆の用に使用するもの
  - (四) 其他命令を以て定むる用途に使用するもの
- 六、電氣瓦斯税は左の區別に依り之を課すること



- (一) 電氣事業者又は瓦斯事業者に非ざる者が電氣事業者又は瓦斯事業者より供給を受くる電氣又は瓦斯を使用する場合、料金の百分の十
- (二) 電氣事業者が電氣を使用する場合又は瓦斯事業者が瓦斯を使用する場合その使用する電氣又は瓦斯に對し通常支拂ふべき料金の百分の十
- (三) 電氣事業者に非ざる者が自ら發電する電氣を使用する場合發電機の出力一キロワット又はその端數に付毎年十二圓
- 前項の料金又は出力の算定に關しては命令を以て之を定むること
- 七、本法に於て料金とは電氣料、瓦斯料、基本料其の他名義の何たるを問はず電氣又は瓦斯の使用に付電氣事業者又は瓦斯事業者に支拂ふべき金額を謂ふものとする
- 八、左の各號の一に該當する場合は電氣瓦斯税を課せざること
- (一) 同一の需用場所に於て使用する電氣の料金が一月三圓に満たざる時
- (二) 同一の需用場所に於ける定額制に依る電燈又はラヂオの取付數が四個以下にして其の總燭數又は其の總容量が命令を以て定むる燭光數又は容量以下なるとき但し定額制に依る電燈又はラヂオ以外の用途に電氣を使用する場合は此の限に在らざること
- (三) 同一の場所に於て使用する發電機の出力が十分の三キロワットに満たざる時
- (四) 同一の需用場所に於て使用する瓦斯の料金が一月三圓に満たざる時

- (五) 同一の需用場所における瓦斯器具取付用のカラン又はコックの孔口數が二個以下にしてその口徑が各八分の三吋以下なる場合に於て瓦斯を専ら住宅の炊事に使用するとき但し命令を以て定むる器具に依り瓦斯を使用する場合はこの限に在らざること
- 料金が一月に満たざる期間又は一月を超ゆる期間に依り支拂はるゝ場合における一月の料金の算定に關しては命令を以て之を定むること
- 九、電氣事業者又は瓦斯事業者は命令の定むる所に依り毎月分の電氣又は瓦斯の使用量を記載したる申告書を翌月十日迄に政府に提出すること
- 電氣事業者に非ざる者にして自ら發電する電氣を使用するものは命令の定むる所に依りその發電機の出力を記載したる申告書を毎年一月末日迄に政府に提出すること
- 申告書の提出なきとき又は政府に於て申告を不相當と認めたる時は政府はその課税標準額を決定すること
- 十、六の第一項第一號に該當する場合の電氣瓦斯税は電氣事業者又は瓦斯事業者料金領收の際之を徴收し翌月末日迄に政府に納むること
- 六の第一項第二號に該當する場合の電氣瓦斯税は電氣事業者又は瓦斯事業者毎月使用したる電氣又は瓦斯に對する分を翌月末日迄に政府に納むること
- 六の第一項第三號に該當する場合の電氣瓦斯税はその年分を電氣事業者に非ざる者にして自ら發電する



電氣を使用するもの毎年二月末日迄に政府に納むること

十一、電氣事業者又は瓦斯事業者料金を領收せざるため命令を以て定むる期間内に電氣瓦斯税を徴收せざるときは命令の定むる所に依り之を政府に申告すること

前項の場合に於ては電氣瓦斯税は政府に於て之を徴收すること

十二、十の第一項の規定に依り徴收すべき電氣瓦斯税を徴收せざるとき又はその徴收したる税金を納付せざるときは國稅徴收の例に依り之をその徴收義務者より徴收すること

### 一〇三 電氣瓦斯税はどんなものに課税するのですか

電氣瓦斯税の課税対象となるものは電氣及瓦斯でありまして次に掲ぐる電氣又は瓦斯の使用者に對して課せられるのが電氣瓦斯税であります。

(イ) 住宅の用に使用するもの

(ロ) 旅館業、料理店業、席貸業其の他此等に類する營業にして命令を以て定むるもの、用に使用するもの

上記のその他此等に關する營業にして命令を以て定むるものとは大體次の如きものを指すのであります

一、貸座敷業

二、引手茶屋業

(ハ) 劇場、映畫館、演藝場、觀物場(相撲、野球、拳闘其の他の競技にして公衆の觀覽に供すること)を目的とするものを開催する場所を含む)其の他一定の催物又は設備を爲し公衆の觀覽又は遊戯に供する場所にして命令を以て定むるもの、用に使用するもの

其の他一切の催物又は設備を爲し公衆の觀覽又は遊戯に供する場所にして命令を以て定むるものとは大體次の如きものを指すのであります。

(一) 競馬場

(二) 博覽會場

(三) 展覽會場

(四) 遊園地

(五) 鍛鍊馬場

(ニ) 撞球場、麻雀場其の他命令を以て定むる遊技場の用に使用するもの

其の他命令を以て定むる遊技場の用に使用するものとは大體次の如きものを指すのであります。

(一) 舞踏場

(二) ゴルフ場

(三) スケート場

(四) 其他一定の設備を爲し公衆の遊技の用に供する場所



(ホ) 倶楽部、會館其の他名稱の何たるを問はず會員其の他命令を以て定むる者の親睦を圖り又は其の慰安若は娛樂の用に供する場所の用に使用するもの、

其の他名稱の何たるを問はず會員其の他命令を以て定むる者の親睦を圖り又はその慰安若は娛樂の用に供する場所(専ら勞務者の親睦を圖り又はその慰安若は娛樂の用に供する場所を除く)の用に使用するものとは大體次の如きものを指すのであります。

- (一) 組合の組合員
- (二) 會社その他の法人の職員
- (三) その他相互に特殊の關係ある者
- (ハ) 前各號の外照明の用又は命令を以て定むる機械、器具若は装置の用に使用するもの  
命令を以て定むる機械、器具又は装置の用に使用するものとは大體次の如きものを指すのであります。
- (一) ストープ、煖房用ラヂエーター、溫風機、炬燵、行火、火鉢、足溫器、薄團、扇風機及びブルームクーラー
- (二) パーマネントウエーブ機、同附屬ドライヤー及び美容用鏡
- (三) ラヂオ聴取機、蓄音機及び時計
- (四) 掃除機及び床磨機
- (五) エレベーター及びエスカレーター

(六) 煖房装置及び換氣装置及冷房装置

### 一〇四、共同住宅又は貸事務所の場合の電氣瓦斯税の負擔は貸主たる經營者となるのですか

本法第二條に依れば共同住宅又は貸事務所の經營者其他家屋の全部又は一部を他人に貸付する者が電氣事業者又は瓦斯事業者から供給を受くる電氣又は瓦斯を家屋の借主に使用せしむるときには其の電氣又は瓦斯は之を其の借主が使用する用途について當該貸主が使用するものと看做されることになつて居りますから法文上は貸主たる經營者が負擔することになります。従つて電氣瓦斯代込の貸付け又は電氣瓦斯代別の場合たるを問はないわけですが實際上は經營者の負擔がそれだけ増加することになりますから右の税額の負擔だけ借料を相手方に負擔せしむるには地代家賃統制令に基いて當局に別に許可申請を要することになります。

尤も別に法令を以て之を相手方に轉嫁せしむることを得るときには當然其の使用料だけは貸主が配税して納めることになるのであります。但し本法の命ずるところは貸主は借主が使用する用途に電氣瓦斯を使用するものと看做されるのであります。従つて其の徵税方法の如何に拘らず貸主たる經營者が本法に依る納税義務者となるわけでありませぬ。



**一〇五、電氣又は瓦斯事業者が料金を領收しないで他人に電氣又は瓦斯を使用せしむるときは、課税はどうなりますか**

之も本法第二條に依れば電氣事業者が料金を領收せずして他人に電氣を使用せしむるとき又は瓦斯事業者が料金を領收せずして他人に瓦斯を使用せしむるときには其の電氣又は瓦斯は之を其の他人が使用する用途に當該電氣事業者又は瓦斯事業者が使用するものと看做されることになつて居りますから電氣事業者又は瓦斯事業者が負擔することになるわけであり、例へば電氣又は瓦斯會社が従業員に電氣又は瓦斯使用料を免除するが如き場合に於ては其の税の負擔は電氣又は瓦斯會社になるわけであり、従つて從來會社が従業員に恩典として供與して居つた電氣又は瓦斯使用料の免除も徵税上複雑となるため廢止傾向となり別に他に給與増加の方法を考慮せられることなるものと思はれるのであります。

**一〇六、自家發電を爲す者が他人に電氣を使用せしむるときにはどうなりますか**

電氣事業者に非ざる者が自ら發電する電氣を電氣事業者に使用せしむるときには其の電氣は之を其の電氣事業者に非ざる者が使用する用途に當該發電者が使用するものと看做されることになつて居りますから自家發電者が本税を負擔することになるわけであり、

**一〇七、組合又は共同事業に依つて組合員又は共同事業者に電氣又は瓦斯を供給する事業は電氣事業又は瓦斯事業と看做されるのですか**

組合又は共同事業に依つて組合員又は共同事業者に對して電氣を供給する事業又は瓦斯を導管に依つて供給する事業は本法の適用に付ては之を電氣事業又は瓦斯事業と看做されることになつて居るのであります。尤も其の組合員又は共同事業者から料金を領收せざるものは此の限に在らずとされ除外されて居るのであります。

従つて電氣又は瓦斯の料金を取つて電氣又は瓦斯を供給して居る組合又は共同事業者は電氣又は瓦斯事業者と看做され本法の適用を受け納税義務者となるわけであり、

**一〇八、電氣瓦斯税を課せられないものはどう定められて居りますか**

以上は電氣瓦斯税を納税すべき者について述べたのでありますが次の如き者には電氣瓦斯税を課せられないのであります。

- 一、國、北海道、府縣、市町村其の他命令を以て指定する公共團體
- 二、神社及法人たる宗教團體

上記一、の其の他命令を以て指定する公共團體とは大體次の如きものを指すのであります。

- (イ) 府縣組合、市町村組合、町村組合及び市町村内の區及町村制を施行せざる地に於ける町村に準ずべき團體



- (二) 市町村學校組合、町村學校組合及び學區
- (三) 水利組合、水利組合聯合及び北海道土功組合

### 一〇九、どんな電氣又は瓦斯には税金が課せられないのですか

本法第五條に依れば次に掲ぐる電氣又は瓦斯には電氣瓦斯税を課せられないのであります。

(イ) 農業(畜産業、養蠶業及林業を含む)、水産業、鑛業(砂鑛業及土石採取業を含む)、工業(土木建築業、電氣供給業及水道業を含む)、交通業又は倉庫業を営む者が命令の定むる所に依つて其の業務の用に使用するもの、

命令の定むる所に依つて其の業務の用に供するものとは大體次の如きものを指すのであります。

- (一) 農業(畜産業、養蠶業及び林業を含む)水産業又は鑛業(砂鑛業及び土石採取業を含む)を営む者が事業の現場に於て其の業務の用に使用するもの
- (二) 工業(土木建築業、電氣供給業、瓦斯供給業及び水道業を含む)営む者が事業の現場に於て其の業務の用に使用するもの
- (三) 地方鐵道業者、軌道經營者、旅客自動車運輸事業者、貨物自動車運送事業者、自動車道事業者、海運組合法第一條第一號の海運業者及び航空機に依る運送業者が事業の現場に於て其の業務の用に使用するもの

(四) 倉庫業法第一條の許可を受けたる倉庫營業者、農業倉庫業者又は聯合農業倉庫業者が倉庫に於て其の業務の用に使用するもの

(ロ) 私立の幼稚園又は學校が保育又は教育の用に使用するもの

(ハ) 公衆の用に使用するもの

(ニ) 其他命令を以て定むる用途に使用するもの

例へば次の如き用途に使用するものを指すのであります。

- (一) 學術に關する研究所又は試験所に於て研究又は試験の用に使用するもの
- (二) 圖書館に於て其の用に使用するもの
- (三) 診療所又は齒科診療所に於て診療の用に使用するもの
- (四) 電氣事業者に非ざる者が自ら發電する電氣にして専ら停電其他の事故ある場合に於て臨時の用に使用するもの

### 一一〇、電氣瓦斯税の税率はどう定められて居りますか

電氣瓦斯税は次の區別に依つて之を課することになつて居るのであります。

(イ) 電氣事業者又は瓦斯事業者に非ざる者が電氣事業者又は瓦斯事業者から供給を受くる電氣又は瓦斯を使用する場合

料金の百分の十



(ロ) 電気事業者が電気を使用する場合又は瓦斯事業者が瓦斯を使用する場合、

(ハ) 電気事業者に非ざる者が自ら発電する電気を使用する場合、  
其の使用する電気又は瓦斯に對し通常支拂ふべき料金の百分の十

發電機の出力一キロワット又は其の端數に付毎年 十二圓  
而して上記(イ)(ロ)に該當する場合の電気瓦斯税は本法施行後使用する電気又は瓦斯に對する分から之を徴收することになつて居るのであります。尙(ハ)の十二圓とあるのは昭和十七年に限つて九圓にすることに特別に定められて居ることに注意を要するのであります。

右の料金又は出力の算定に關しては別に命令を以て之を定むることになつて居るのであります。其の要旨は大體次の如くであります。即ち同一の需用場所において使用する電気又は瓦斯に對し支拂ふべき料金が電気瓦斯税を課するもの及び電気瓦斯税を課せざるものを同一の計器に依つて計量する爲めに電気瓦斯税を課せざるものに對する分を含むときには電気瓦斯税を課すべき電気又は瓦斯に對する料金は納稅義務者の申請に依つて電気瓦斯税を課せざるものに對する分を其の料金より控除してこれを計算することに定められて居るのであります。

茲に注意を要することは右の料金又は出力の算定に關しては本法公布の日から施行せられることになつて居るのであります。亦料金の意義に關する問題でありますが之は本法の規定するところに依れば本法に於て料金とは電気料、瓦斯料、基本料其の他名義の何たるを問はず電気又は瓦斯の使用に付て電気事業者

又は瓦斯事業者に支拂ふべき金額を謂ふことに定められて居るのであります。

### 一一一、同一の需要場所に於て使用する電気又は瓦斯に對して支拂ふべき

#### 料金が税を課すべきものと課せざるものがある場合非課稅料金に

#### 對して申請を要するものですか

曩に述べたる如く電気瓦斯税法第六條第一項第一號の場合に於て同一の需用場所に於て使用する電気又は瓦斯に對して支拂ふべき料金が電気瓦斯税を課すべきもの及電気瓦斯税を課せざるものを同一の計器に依つて計量する爲に電気瓦斯税を課せざるものに對する分を含むときには、電気瓦斯税を課すべき電気又は瓦斯に對する料金は納稅義務者の申請に依つて電気瓦斯税を課せざるものに對する分を其の料金から控除して之を算定することが出来るのであります。此の場合に於ける申請は毎年一月末日迄に電気又は瓦斯の供給を受くる電気事業者又は瓦斯事業者を経由して需用場所所轄稅務署に對し之を爲さなければならぬのであります。右の申請期限後に上記の場合に該當するに至りたるるとき又は電気工作物若は瓦斯工作物の設備若は使用の狀況に著しき變化ありたるときには特に其の申請を爲すことを得るのであります。而して其の控除すべき料金は稅務署長が電気工作物又は瓦斯工作物の設備又は使用の狀況に依つて同一の需用場所に於て使用する電気又は瓦斯に對し支拂ふべき料金に對する一定の割合に依つて之を定むることになつて居るのであります。稅務署長の定めたる割合は右の申請ありたる日の屬する月の翌々月分の料金から



翌年二月分の料金迄之を適用する定めであります。右の申請書の記載事項は次の如くであります。

一、申請者の住所、氏名又は名稱及職業  
 二、電氣瓦斯税を課すべき電氣又は瓦斯に付使用する電氣工作物又は瓦斯工作物及電氣瓦斯税を課せざる電氣又は瓦斯に付使用する電氣工作物又は瓦斯工作物の種類毎に其の名稱、個數、容量又は消費量、使用場所及申請當時に於ける一日の平均使用時間

三、申請日直前に支拂ひたる一月分の料金

四、第十條第二項の規定に依り申請を爲す場合は其の事由の詳細

次に電氣瓦斯税法第六條第一項第二號の場合に於て同一の需用場所に於て電氣瓦斯税を課すべき電氣又は瓦斯及電氣瓦斯税を課せざる電氣又は瓦斯を併せ使用するときには電氣瓦斯税を課すべき電氣又は瓦斯に對して通常支拂ふべき料金は電氣工作物又は瓦斯工作物の設備又は使用の狀況に依つて當該場所に於ける電氣又は瓦斯の使用數量を電氣瓦斯税を課すべきものと電氣瓦斯税を課せざるものとに區分し電氣又は瓦斯の單位量に對して通常支拂ふべき料金に其の電氣瓦斯税を課すべき電氣又は瓦斯の使用量を乗じて之を算定するのであります。亦電氣瓦斯税法第六條第一項第三號の場合に於て同一の發電機に依つて電氣瓦斯税を課すべき電氣及電氣瓦斯税を課せざる電氣を發電するときには電氣瓦斯税を課すべき電氣に對する出力は電氣工作物の設備又は使用の狀況に依つて當該發電機の出力を區分して之を算定することになつて居るのであります。

## 一一二、如何なる場合に電氣瓦斯税は課せられないのですか

本法第八條に依れば次に該當する場合は電氣瓦斯税を課せられないのであります。

(イ) 同一の需用場所に於て使用する電氣の料金が一月三圓に満たざるとき

(ロ) 同一の需用場所に於ける定額制に依る電燈又はラジオの取付數が四個以下にして其の總燭光數又は其の總容量が命令を以て定むる燭光數又は容量以下なるとき但し定額制に依る電燈料又はラジオ以外の用途に電氣を使用する場合は此の限に在らざること

其の他命令を以て定むる燭光數又は容量以下なるときとは同一の需用場所における定額制に依る電燈又はラジオの取付數が四個以下にして其の總燭光數又は總容量が六十四燭光又は八十ワット以下なるときを指すのであります。燭光數を容量に又は容量を燭光數に換算する場合は一燭光は一・二五ワット、一ワットは〇・八燭光として計算することになります。

(ハ) 同一の場所に於て使用する發電機の出力が十分の三キロワットに満たざるとき

(ニ) 同一の需用場所に於て使用する瓦斯の料金が一月三圓に満たざるとき

(ホ) 同一の需用場所に於ける瓦斯器具取付用のカラン又はコックの孔口數が二個以下にして其の口徑が各八分の三吋以下なる場合に於て瓦斯を専ら住宅の炊事に使用するとき但し命令を以て定むる器



具に依つて瓦斯を使用する場合は此の限に在らざるものと除外されて居るのであります、但し命令を以て之を定むる器具に依つて瓦斯を使用する場合は瓦斯レンジ又は瓦斯調理臺に依つて瓦斯を使用する場合等指し斯る場合には非課税とはならないのであります。尙ほ料金が一月に満たざる期間又は一月を超ゆる期間に依つて支拂はるゝ場合に於ける一月の料金の算定に關しては命令を以て之を定むることになつて居るのであります。之が定むる内容は料金が一月に満たざる期間又は一月を超ゆる期間に依つて支拂はるゝ場合に於てはその料金を當該料金計算期間の日數を以て除して得たる金額の卅倍の金額を以て一月の料金とすることに定められて居るのであります。例へば檢量日が遅れたために三圓を超えたやうな場合でも一ヶ月分の料金が三圓を超さなければ税金は課せられないわけであり

### 一一三、電氣事業者又は瓦斯事業者はどんな申告書の提出を要するのですか

電氣事業者又は瓦斯事業者は毎月分の電氣又は瓦斯の使用量を記載したる申告書を翌月十日迄に所轄稅務署に提出することを要するのであります。亦電氣事業者に非ざる者にして自ら發電する電氣を使用するものは其の發電機の出力を記載したる申告書を毎年一月末日迄に所轄稅務署に提出すべきことに定められ

て居るのであります。尙ほ前記中毎年一月末日とあるのは經過的規定として昭和十七年に限つて本法施行後一月以内に特に定められて居ることに注意を要するのであります。電氣事業者又は瓦斯事業者に於て申告書の提出なきとき又は稅務署に於て申告を不相當と認めたるときには稅務署長は其の課稅標準額を別に決定することになつて居るのであります。

尙ほ本法第十三條に依れば電氣事業又は瓦斯事業の許可を受けたる者は命令の定むる所に依つて其の旨を稅務署に申告すべきことを命ぜられて居るのであります。又其の事業を廢止したるときも同様申告することを要するわけであります。

而して電氣事業者又は瓦斯事業者は命令の定むる所に依つて其の業務に關する事項を帳簿に記載し又は電氣事業者又は瓦斯事業者は命令の定むる所に依つて其の業務に關する事項を稅務署に申告すべきことを命ぜられて居るのであります。尤も茲に注意を要することは電氣事業者又は瓦斯事業者は命令の定むるところに依つて其の業務に關する事項についての帳簿の記載を怠り若は詐り又は帳簿を陰匿したる者並に其の業務に關する事項につき之が申告を怠り又は詐りたる者は百圓以下の罰金又は科料に處せられることになつて居りますから注意を要するのであります。



## 一一四、電氣瓦斯税は何日に納むるのですか

電氣瓦斯税は次の區分に依つて之を納むることに定められて居るのであります。

(イ) 電氣事業者又は瓦斯事業者に非ざる者が電氣事業者又は瓦斯事業者から供給を受くる電氣又は瓦斯を使用する場合の電氣瓦斯税は電氣事業者又は瓦斯事業者が料金領收の際に之を徴收し翌月末日迄に拂込書に計算書を添付して日銀本支店又は代理店に納むることに定められて居るのであります。

(ロ) 電氣事業者が電氣を使用する場合又は瓦斯又は瓦斯事業者が瓦斯を使用する場合の電氣瓦斯税は電氣事業者又は瓦斯事業者が毎月使用したる電氣又は瓦斯に對する分を翌月末日迄に拂込書に計算書を添へ日銀本支店又は代理店に納むべきことに定められて居るのであります。

(ハ) 電氣事業者に非ざる者が自ら發電する電氣を使用する場合の電氣瓦斯税は其の年分を電氣事業者に非ざる者にして自ら發電を使用するものは毎年二月末日迄に日銀本支店又は代理店に納むべきことに定められて居るのであります。尙右の毎年二月末日迄とありの昭十七年に限つて五月末日迄とすることに特に定められて居ることに注意を要するのであります。

而して電氣事業者又は瓦斯事業者が料金を領收せざる爲に命令を以て定むる期間内に電氣瓦斯税を徴

收せざるときには命令の定むる所に依つて之を政府(所轄稅務署)に申告することを要するのであります。この場合に於ては電氣瓦斯税は政府(所轄稅務署)に於て之を徴收することになつて居るのであります。

茲に注意を要することは右の申告を怠り又は詐りたる者は百圓以下の罰金又は科料に處せらるることになつて居りますから注意を要するのであります。

亦本法第十二條に依れば本法の適用に付ては被相續人の使用したる電氣又は瓦斯は之を相續人の使用したるものと看做し、合併に因つて消滅したる法人の使用したる電氣又は瓦斯は之を合併後存續する法人又は合併に因つて設立したる法人の使用したるものと看做されることになつて居るのであります。

## 一一五、電氣瓦斯税を徴收せざるとき又は之を納付せざるときにはどう

### 處置せられますか

電氣事業者又は瓦斯事業者に非ざる者が電氣事業者又は瓦斯事業者から供給を受くる電氣又は瓦斯を使用する場合(料金の百分の十)の電氣瓦斯税は電氣事業者又は瓦斯事業者が料金領收の際に之を徴收し翌月末日に日銀に納むべきことを命ぜられて居るのであります。右の規定せられて居る徴收すべき電氣瓦斯税を



徴收せざるとき又は其の徴收したる税金を納付せざるときには國稅徴收の例に依つて之を其の徴收義務者より強制徴收をすることになつて居るのであります。

一一六、收稅官吏はどんな場合に検査するのですか

收稅官吏は若し調査上必要あるときには電氣事業者又は瓦斯事業者に對して質問を爲し又は其の業務に關する帳簿書類を検査することを得ると共に收稅官吏は調査上必要あるときには納稅義務者又は納稅義務ありと認むる者に對して質問を爲し又は電氣事業者に非ざる者にして自ら發電する電氣を使用するものゝ發電機を検査することを得るのであります。

右の收稅官吏の質問に對して答辯を爲さなかつたり若は虚偽の陳述を爲し又は其の職務の執行を拒み妨げ若は忌避したる者は百圓以下の罰金又は科料に處せられることになつて居りますから注意を要するのであります。

一一七、どんな場合に罰金又は科料に處せられるのですか

本法第十七條に依れば次に該當する者は百圓以下の罰金又は科料に處せられるのであります。

一、所定の業務に關する事項についての記載を怠り若は詐り又は帳簿を隠匿したる者（法第十四條第一項）

二、電氣事業者又は瓦斯事業者が料金を領收せざるため指定の期間内に電氣瓦斯税を徴收せざるときに申告すべき申告を怠り又は詐りたる者（第十一條第一項）又は電氣事業者又は瓦斯事業者の業務に關する事項を政府に申告すべき申告を怠り又は詐りたる者（第十四條第二項）

三、收稅官吏の質問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲し又は其の職務の執行を拒み妨げ若は忌避したる者（第十六條）

亦詐偽其の他不正の行爲に依つて電氣瓦斯税を遁脱したる者は其の遁脱したる税金の三倍に相當する罰金又は科料に處せられ、直に其の税金は徴收せられるのであります。若しこの場合自首し又は稅務署長に申出でたる者は其の罪は問はれないのであります。

尤も右の罪を犯したる者には刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の規定は適用せられないのであります。

（註） 刑 法

第三十八條第三項但書 法律を知らざるを以て罪を犯す意なしと爲すことを得ず但情狀に因り其の刑を減輕することを得



第三十九條第二項 心神耗弱者の行爲は其刑を減輕す

第四十條 瘖啞者の行爲は之を罰せず又は其刑を減輕す

第四十一條 十四歳に満たざる者の行爲は之を罰せず

第四十八條第二項 二個以上の罰金は各罪に付き定めたる罰金の合算額以下に於て處斷す

第六十三條 従犯の刑は正犯に照して減輕す

第六十六條 犯罪の情狀憫諒す可きものは酌量して其刑を減輕することを得

**一一八、現在の電気事業又は瓦斯事業を営む者は其の申告を要するのですか**

本法附則第四項に依れば本法施行前から引續いて電気事業又は瓦斯事業を営む者は本法施行後一月以内に其の旨を政府に申告することを要することになつて居るのであります。

**一一九、本法の施行期日並に経過規定はどう定められて居りますか**

本法施行の期日は勅令を以て昭和十七年四月一日から實施することに定められて居るのであります。第六條第二項（前項の料金又は出力の算定に關しては命令を以て之を定む）の規定は公布の日から之は施

行せられたのであります。（昭和十七年二月二十三日）

電気事業者又は瓦斯業者に非ざる者が電気事業者又は瓦斯事業者より供給を受くる電気又は瓦斯を使用する場合（料金の百分の十）電気事業が電気を使用する場合又は瓦斯事業者の瓦斯を使用する場合（其の使用する電気又は瓦斯に對し通常支拂ふべき料金の百分の十）の電気瓦斯税は本法施行後使用する電気又は瓦斯に對する分からは徴收せられるのであります。茲に注意を要することは昭和十七年に限つて第六條第一項第三號（電気事業者に非ざる者が自ら發電する電気を使用する場合：發電機

機の出力一キロワット又は其の端數に付毎年十二圓）中十二圓とあるは九圓、第九條第二項（電気事業者に非ざる者にして自ら發電する電気を使用するものは命令の定むる所に依り其の發電機の出力を記載したる申告書を毎年一月末日迄に政府に提出すべし）中毎年一月末日迄とあるは本法施行後一月以内、第十條第三項（第六條第一項第三號に該當する場合の電気瓦斯税は其の年分を電気事業者に非ざる者にして自ら發電する電気を使用するもの毎年二月末日迄に政府に納むべし）中毎年二月末日迄とあるは五月末日迄とせられて居るのであります。

亦本法施行前から引續いて電気事業又は瓦斯事業を営む者は本法施行後一月以内に其の旨を政府に申告することを要するのであります。



## 二二〇、廣告税はどうして創設せられたのですか

廣告税の創設については従来各方面から主張せられて居るのではありませんが徴税技術上に多くの困難と煩雜が伴はさせられることになりまして今日まで見合せられたのでありますが廣告は申すまでもなく營業に關するものでありまして、これによつて營業上の利益を相當増加できるものであります。亦營業に關しないものであつても廣告で廣告する様なものは相當擔税力があると認められ茲に、決戦下の税源に取上られたのであります。廣告の性質、徴税の便宜等から廣告を二種に分けて、新聞紙、雜誌等の出版物、汽車、電車等の交通運輸機關等による廣告を第一種とし、立看板、ポスター、チラシ等を第二種とし、第一種の廣告については廣告料金の百分の十、第二種の廣告については一定額の税率であります、例へば立看板については一個について原則として二十錢、ポスターについては一個について十錢、チラシについては千個又はその端數について二十錢の税率によつて課税することにしたのであります。而して第一種の廣告税は廣告をする者から、チラシ等の廣告税はその製作者から納税させるのでありますが、立看板、ポスター等の廣告税は廣告主が原則として廣告に印紙を貼用してこれを納めることに定められて居るのにあります。以下本令の要綱を示せば次の如くであります。

## 廣告税法要綱

(昭和十七年二月二十三日  
法律第五十九號)

一、左に掲ぐる廣告には本法に依り廣告税を課すること

第一種(一)新聞紙、雜誌、書籍其他の出版物に依る廣告但し第二條、第三條又は第二種第一號乃至第三號に該當するものを除く(二)汽車、電車、自動車汽船其他の交通運輸機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し第二種第三號に該當するものを除く(三)映畫、入場券、乗車船券、氣球其他命令を以て定むるものに依る

第二種(一)立看板、掛看板、幟、旗又は此等に類するものに依る廣告、但し第一種第二號に該當するものを除く(二)ポスターに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く(三)チラシ其他命令を以て定むるものに依る廣告(四)建植看板、野立看板、額面廣告又は此等に類するもの其他命令を以て定むるものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

二、廣告税の税率を左の如くすること

第一種の廣告 廣告の料金の百分の十

第二種の廣告

第一號の廣告 一個に付廿錢

(廣告の面積一坪を超ゆるときは一個に付五十錢)



第二號の廣告 一個に付十錢

第三號の廣告 チラシ千個又はその端數に付廿錢、その他千個又はその端數に付五十錢

第四號の廣告 廣告の面積一坪又はその端數に付毎年二圓

年の中途において第二種第四號の廣告を開始したる場合においてはその年分の廣告税は月割を以て之を計算すること

三、二の廣告の料金とは廣告料、印刷料、使用料、手数料その他名義の何たるを問はず廣告を爲す者が廣告の對價として取得すべき金額を謂ふものとする事

自己の爲に廣告を爲す場合又は他人の爲無料若は特に低額の料金を以て廣告を爲す場合における廣告の料金は其の廣告の對價として通常取得し得べき金額に依ること

四、左に掲ぐる廣告には廣告税を課せざること

(一) 國、北海道、府縣、市町村その他命令を以て指定する公共團體が廣告主たるもの (二) 神社及び法人たる宗教團體が廣告主たるもの (三) 法令によるもの (四) 公の選舉に關するもの (五) 其他命令を以て定むるもの

五、第一種の廣告に對する廣告税は廣告を爲す者より、第二種第三號の廣告に對する廣告税は同號に掲ぐるものを作製する者より、第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主より之を徴收すること

六、第一種の廣告を爲す者は毎月その爲したる廣告に付その種類毎に廣告の料金を記載したる申告書を、

第二種第三號に掲ぐるものを作製する者は毎月其作製したるものに付其種類毎に數量を記載したる申告書を翌月十日迄に政府に提出すること

第二種第四號の廣告を爲さんとする廣告主は其廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を豫め政府に提出すること

第二種第四號の廣告を翌年に亘り繼續せんとする廣告主はその廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書をその年十二月末日迄に政府に提出すること申告書の提出なきとき又は政府において申告を不相當と認めたるときは政府はその課税標準額を決定すること

七、第一種及び第二種第三號の廣告に對する廣告税は毎月分を翌月末日迄に納付すること

第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主が六の第二項の規定に依り申告を爲す際その年分を、六の第三項の規定に依り申告を爲す際翌年分を納付すること

八、第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税は廣告主廣告に印紙を貼用して之を納むること但し廣告税額に相當する現金を政府に納付して納税済證印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得ること

二二二、どんな廣告に廣告税を課せられますか

廣告税の課税容體となるものは次の如き廣告でありまして左記の廣告が本法に依つて廣告税を課せられるわけであります。



(第一種)

一 新聞紙、雜誌、書籍其の他の出版物に依る廣告但し第二號、第三號又は第二種第一號乃至第三號に該當するものを除くこと

二 汽車、電車、自動車、汽船其の他の交通運輸機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し第二種第三號に該當するものを除くこと

三 映畫、入場券、乗車船券、氣球其の他命令を以て定むるものに依る廣告  
其の他命令を以て定むるものは次の如きものを指すのであります。

(一) 電柱等に依るもの

(二) 電氣事業の設備に依るもの

(三) 入場券又は乗車船券に類するものに依るもの

(四) 入場券の袋等に依るもの

(五) 諸藝の番附、受取書請求書等に依るもの

(六) 照明に依るもの但し廣告を爲す業を營む者の爲すものに限るのであります。

(第二種)

(イ) 立看板、掛看板、幟、旗又は此等に類するものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除くこと

(ロ) ポスターに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除くこと

(ハ) チラシ其の他命令を以て定むるものに依る廣告

其の他命令を以て定むるものは次の如きものを指すのであります。

(一) 曆、商品目錄、時間表、電話番号記入表、案内表、繪葉書等に依るもの

(二) 燐寸に依るもの

(三) 建植看板、野立看板、額面廣告又は此等に類するもの其の他命令を以て定むるものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除くこと

其の他命令を以て定むるものとは大體次の如きものを指すのであります。

(一) 緞帳、引幕等に依るもの

(二) 照明に依るものにして第一種の(ハ)の(六)(照明に依るもの但し廣告を爲す業を營む者の爲すものに限る)に該當せざるもの

(三) 廣告塔に依るもの等

一三三、廣告税の税率はどう定められて居りますか

廣告税の税率は次の如く定められて居るのであります。

(イ) 第一種の廣告

廣告の料金の百分の十



(ロ) 第二種の廣告

- 一、第一號の廣告 一個に付 二十錢
- 二、第二號の廣告 一個に付 十錢
- 三、第三號の廣告 千個又は其の端數に付 二十錢
- イ、チラシ 千個又は其の端數に付 五十錢
- ロ、其他 千個又は其の端數に付 五十錢
- 四、第四號の廣告 廣告の面積一坪又は其の端數に付て毎年 二圓

尙ほ本法施行前から引續いて爲す第二種第四號の廣告の廣告主は命令の定むる所に依つて、本法施行後二月以内に其の旨を稅務署に申告し昭和十七年分の廣告稅を納付すべきことになつて居るのであります。此の場合に於て第二種第四號の廣告に對する廣告稅は規定の二圓の稅額の百分の三たる一圓五十錢を納付すればよいことになつて居るのであります。亦年の中途に於て、第二種第四號の廣告を開始したる場合に於ては其の年分の廣告稅は月割を以て之を計算することに定められて居るのであります。廣告別に廣告稅

を表記すれば次の如くなるのであります。

廣告稅率一覽表

廣告名	單位	稅率	備考
第一種			
(イ)		廣告料金の百分の十	
(ロ)			
(ハ)			
第二種			

第一種

- (イ) 新聞紙、雜誌、書籍其の他の出版物に依る廣告但し第三號又は第二種第一號乃至第三號に該當するものを除く
- (ロ) 汽車、電車、自動車、汽船其の他の交通運輸機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し第二種第三號に該當するものを除く
- (ハ) 映畫、入場券、乗車船券、氣球其の命他命令を以て定むるものに依る廣告

- 一、電柱等に依るもの
- 二、電氣事業の設備に依るもの
- 三、入場券又は乗車船券に類するものに依るもの
- 四、入場券の袋等に依るもの
- 五、諸藝の番附、受取書等に依るもの
- 六、照明に依るもの但し廣告を爲す業を營む者の爲すものに限る

第二種



(イ) 立看板、掛看板、幟、旗又は此等に類するものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

一個に付 二十錢

廣告の面積一坪を超ゆるときは一個に付五十錢

(ロ) ボスターに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

一個に付 十錢

(ハ) チラシ其の他命令を以て定むるものに依る廣告  
一、曆、商品目錄、時間表、電話番号記入表、案内表、繪葉書等に依るもの

千個又は其の端數に付 二十錢  
千個又は其の端數に付 五十錢

(ニ) 幟、引幕等に依るもの

五十錢

(三) 建杭看板、野立看板、額面廣告又は此等に類するもの其の他命令を以て定むるものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く

廣告の面積一坪又は其の端數に付毎年 二圓

二、照明に依るものにして第一種(ハ)の六に該當せざるもの

二圓

三、廣告塔に依るもの

二圓

而して茲に問題となることは料金とは如何なるものを指すかといふことになるのでありますが、本法第三條に依れば、廣告の料金とは廣告料、印刷料、揭示料、使用料、手数料其の他名義の何たるを問はず廣告を爲す者が廣告の對價として、取得すべき金額を謂ふことに定められて居るのであります。亦自己の爲に廣告を爲す場合又は他人の爲無料若は特に低額の料金を以て廣告を爲す場合に於ける廣告の料金は頗る問題となるのであります。之も其の廣告の對價として通常取得し得べき金額に依ることに指示せられて

居るのであります。

### 一三三、如何なる廣告に廣告税が課せられないのですか

本法に於て廣告税を課せられない廣告とは大體次の如きものが指示せられて居るのであります。

(イ) 國、北海道、府縣、市町村其の他命令を以て指定する公共團體が廣告主たるもの

其の他命令を以て指定する公共團體が廣告主たるものとは大體次の如きものが、例示せられて居るのであります。

(一) 府縣組合、市町村組合、町村組合、市村内の區及町村制を施行せざる地における町村に準すべき團體

(二) 市町村學校組合、町村學校組合及學區

(三) 水利組合、水利組合聯合及北海道土功組合

(ロ) 神社及法人たる宗教團體が廣告主たるもの

(ハ) 法令に依るもの

(ニ) 公の選舉に關するもの

(ホ) 其の他命令を以て定むるもの

例へば次の如きものが、例示せられて居るのであります。

(一) 慈善事業又は社會事業に關するもの



- (二) 軍人の慰恤又は軍事に援護關するもの
- (三) 私立の幼稚園、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、高等學校、大學及此等に準ずる私立學校並に國民學校に準ずる各種學校が廣告主たるもの
- (四) 國防金品の献納又は募集に關するもの
- (五) 講演會又は演說會にして入場料二十錢以下なるものに關するもの
- (六) 政事に關する結社が廣告主たるもの其他公事に關する結社にして大藏大臣の指定するものが廣告主たるもの
- (七) 第二種第一號立看板、掛看板、幟、旗又は此等に類するものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く又は第四號(建植看板、野立看板、額面廣告又は此等に類するもの其他命令を以て定むるもの例へば緞帳、引幕等に依るもの、照明に依るものにして第一種の第三號の六に該當せざるもの、廣告塔に依るものに依る廣告但し第一種第二號に該當するものを除く)の廣告にして營業所又は事務所に附屬して當該營業所又は事務所の爲めに爲すもの

(註)

第一種第二號 汽車、電車、自動車、汽船其の他の交通運輸機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し第二種第三號に該當するものを除く

第一種の第三號の六 照明に依るもの但し廣告を爲す業を營む者の爲すものに限る

第二種の第三號 チラシ其の他命令を以て定むるもの(曆、商品目錄、時間表、電話番号記入の表、案内表、繪葉書等に

依るもの、辨寸に依るもの)に依る廣告

### 二二四、廣告税は誰が納めるのですか

廣告税の納税義務者については、本法第五條に規定しある如く、第一種の廣告に對する廣告税は廣告を爲す者から、第二種第三號の廣告(廣告作製者は其の廣告に自己の住所及氏名又は名稱を表示すること)に對する廣告税は同號に掲ぐるものを作製する者から、第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主から夫々之を徴收することになつて居るのであります。

亦第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税は、廣告主が廣告に印紙を貼用して之を納むべきことに定められて居るのであります。尤も廣告税額に相當する現金を政府に納付して納税済證印の押捺を受けて、印紙貼用に代ふることを得るとされて居るのであります。若し納税済證印の押捺を受けざる者は廣告一個毎に脱税高二十倍の料料(料料が五圓に満たざる時には之を五圓とす)に處せられることになつて居りますから注意を要するのであります。尙ほ本條項實施に當つての經過的規定は、本法施行前から引續いて爲す第二種第一號又は第二號の廣告に付いては本法施行の日から十日以内に廣告に相當印紙を貼用すべきことに定められて居るのであります。

この場合に於ては廣告面と印紙の彩紋とにかけて自己の印章又は署名を以て判明に之を消すことを要するのであります。茲に注意を要することは、右の廣告に貼用したる印紙を消さざる者は、廣告一個毎に四圓の料料に處せられることになつて居るのであります。



**一二五、第一種、第二種第三號及第二種第四號の廣告を爲す者はどんな  
申告書を提出するのですか**

第一種の廣告を爲す者は、毎月其の爲したる廣告に付いて其の種類毎に廣告の料金を記載したる申告書を、第二種第三號に掲ぐるチラシ等を作製する者は毎月其の作製したるものに付いて其の種類毎に數量を記載したる申告書を翌月十日迄に所轄稅務署に提出することを要するのであります。

亦第二種第四號の廣告を爲さんとする廣告主は、其の廣告に付いて一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を豫め所轄稅務署に提出すべきことを命ぜられて居るのであります。

第二種第四號の廣告を翌年に亘つて繼續せんとする廣告主は其の廣告に付いて一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を其の年十二月末日迄に所轄稅務署に提出することを要するのであります。

若し右の申告書の提出なきとき又は稅務署長に於て、申告を不相當と認めたるときには稅務署長は其の課稅標準額を決定することになつて居るのであります。

茲に最も注意を要することは右の申告を怠り又は詐りたる者は三百圓以下の罰金又は科料に處せられることになつて居ることあります。

尙ほ本條項實施に當つての經過的規定は、本法施行前から引續いて爲す第二種第四號の廣告の廣告主は命令の定むる所に依つて、本法施行後二月以内に其の旨を政府（稅務署）に申告し昭和十七年分の廣告稅

を納付すべきことに定められて居るのであります。この場合に於て第二種第四號の廣告に對する廣告稅は第二條に規定する稅額（二圓）の四分の三（一圓五十錢）とすることになつて居りますから注意を要するのであります。

**一二六、第一種若は第二種の廣告業を營まんとする者又は之が取次業を  
營まんとする者又はチラシ等の作製を爲す業を營まんとする者は  
申告を要するのですか**

第一種若は第二種の廣告を爲す業を營まんとする者、第一種若は第二種の廣告に付いて取次を爲す業を營まんとする者又は第二種第三號に掲ぐるものゝ作製を爲す業を營まんとする者は命令の定むる所に依つて、營業所毎に政府（稅務署）に申告すべきことを命ぜられて居るのであります。亦其の營業を廢止せんとするときも同様であります。

茲に注意を要することは、上記の申告を爲さずして第一種の廣告を爲す業を營み又は第二種第三號に掲ぐるものゝ作製を爲す業を營みたる者、並に第二種の廣告を爲す業を營み又は第一種若は第二種の廣告に付いて、取次を爲す業を營みたる者は何れも三百圓以下の罰金又は科料に處せられるのであります。

尙ほ本條項實施に當つての經過的規定として本法施行前から引續いて、第一種若は第二種の廣告を爲す業を營む者、第一種若は第二種の廣告に付いて取次を爲す業を營む者又は第二種第三號に掲ぐるものゝ作製を爲す業を營む者にして本法施行後一月以内に其の旨を政府（稅務署）に申告するときは、本法施行



の目に於て本法に依つて申告したるものと看做されることになつて居るのであります。

尙ほ第一種若は第二種の廣告を爲す業を営む者、第一種若は第二種の廣告に付て取次を爲す業を営む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を営む者は命令の定むる所に依つて、其の營業に關する事項を帳簿に記載し又は必要な事項を政府に申告すること並に第二種第四號の廣告の廣告主は命令の定むる所に依つて、其の廣告に付て必要な事項を政府に申告すべきことを命ぜられて居るのであります。

茲に更に注意を要することは、右の帳簿の記載を怠り若は詐り又は帳簿を隠匿したる者並に右の申告を怠り又は詐りたる者は百圓以下の罰金又は科料に處せられるのであります。

### 一二七、廣告税は何日に納付するのですか

本法第七條に依れば、第一種及第二種第三號の廣告に對する廣告税は毎月分を翌月末日迄に納付することになつて居るのであります。亦第二種第四號の廣告に對する廣告税は廣告主が法第六條第二項の規定に依つて申告を爲す際に其の年分を、法第六條第三項の規定に依つて申告を爲す際に翌年分を納付すべきことに定められて居るのであります。

(註)

第六條第二項 第二種第四號の廣告を爲さんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を豫め政府に提出すべし

第六條第三項 第二種第四號の廣告を翌年に亘り繼續せんとする廣告主は其の廣告に付一個毎に廣告の面積を記載したる申告書を其の年十二月末日迄に政府に提出すべし

### 一二八、收税官吏はどんな検査を爲すのですか

收税官吏は必要あるときには、第一種若は第二種の廣告を爲す業を営む者、第一種若は第二種の廣告に付て取次を爲す業を営む者、第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を営む者又は第二種第四號の廣告の廣告主に對して、廣告に關して質問を爲し又は帳簿書類其の他の物件を検査することを得ると共に、廣告の検査をも爲すことになつて居るのであります。

この場合若し收税官吏の質問に對して答辯を爲さなかつたり又は虚偽の陳述を爲したり又は其の職務の執行を拒み、妨げ若は忌避したる者は百圓以下の罰金又は科料に處せられることになつて居るのであります。

### 一二九、罰則はどう定められて居りますか

罰則は大體次の如く分類せられ夫々定められて居るのであります。

(イ) 詐偽不正の場合

詐偽其の他不正の行爲に依つて、廣告税(第二種第一號又は第二號の廣告に對する廣告税を除く)を違



脱し又は通脱せんとしたる者は其の通脱し又は通脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金に處せられ、直に其の税金を徴收せられるのでありまして、右の罰金額が二十圓に満たざる場合には之を二十圓とすることになつて居るのであります。

(ロ) 印紙を貼用せざる場合

第二種第一號又は第二號の廣告に相當印紙を貼用せず又は第八條但書の規定に依り納税済證印の押捺を受けざる者は廣告一個毎に脱税高二十倍の科料に處せられるのでありまして、其の科料額が五圓に満たざるときには之を五圓とすることになつて居るのであります。(但し廣告税額に相當する現金を政府に納付して納税済證印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得るものとす)

(ハ) 廣告に貼用したる印紙を消さざる場合

第十二條の規定に違反して、廣告に貼用したる印紙を消さざる者は廣告一個毎に四圓の科料に處せられるのであります。

(ニ) 申告を怠り詐りたる場合

次の各號の一に該當する者は三百圓以下の罰金又は科料に處せられるのであります。

- 一 第六條第一項乃至第三項の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者
- 二 政府に申告せずして第一種の廣告を爲す業を営み又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を営みたる者

右の者は直に其の廣告税を徴收せられるのであります。

- 三 政府に申告せずして第二種の廣告を爲す業を営み又は第一種若は第二種の廣告に付取次を爲す業を営みたる者

(ホ) 其の場合

次の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金又は科料に處せられるのであります。

- 一 第十條第一項の規定に依る帳簿の記載を怠り若は詐り又は帳簿を隠匿したる者
- 二 第十條の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者
- 三 第十一條の規定に依る收税官吏の質問に對して答辯を爲さず又は虚偽の陳述を拒み、妨げ若は忌避したる者

而して第十四條又は第十七條の罪を犯したる者には刑法第三十八條第一項の規定を適用せられないのであります。亦第十三條、第十四條又は第十七條の罪を犯したる者には刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の規定は夫々適用せられないことになつて居るのであります。

(註) 刑 法

第三十八條第一項 罪を犯す意なき行爲は之を罰せず但法律に特別の規定ある場合は此限に在らず

第三十八條第三項但書 法律を知らざるを以て罪を犯す意なきを爲すことを得ず但情狀に因り其刑を減輕することを得



第三十九條第二項 心神耗弱者の行爲は其刑を減輕す

第四十條 癡癡者の行爲は之を罰せず又は其刑を減輕す

第四十一條 十四歳に満たざる者の行爲は之を罰せず

第四十八條第二項 二個以上の罰金は各罪に付き定めたる罰金の合算額以下に於て處斷す

第六十三條 従犯の刑は正犯に照して減輕す

第六十六條 犯罪の情狀憫諒す可きものは酌量して其刑を減輕することを得

尙ほ第一種若は第二種の廣告に付て納税の義務ある者、第二種の廣告を爲す業を営む者、又は第一種若は第二種の廣告に付て取次を爲す業を営む者の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者が其の業務に關して、本法を犯したるときには其の第一種若は第二種の廣告に付て、納税の義務ある者、第二種の廣告を爲す業を営む者又は第一種若は第二種の廣告に付て取次を爲す業を営む者が處罰せられることになつて居りますから注意を要するのであります。

### 1110、本法の施行期日並に經過的規定はどう定められて居りますか

本法施行の期日は勅令（昭和十七年四月一日より施行）を以て之を定むることになつて居るのであります。尙ほ本法施行の經過的事項として次の如き事項が指示せられて居るのであります。

(イ) 本法施行前から引續いて第一種若は第二種の廣告を爲す業を営む者、第一種若は第二種の廣告に

付いて取次を爲す業を営む者又は第二種第三號に掲ぐるもの、作製を爲す業を営む者が、本法施行後一月以内に其の旨を政府に申告するときには、本法施行の日に於て本法に依り申告したるものと看做されるのであります。

(ロ) 本法施行前から引續いて爲す第二種第一號又は第二號の廣告に付ては、本法施行の日から十日以内に廣告に相當印紙を貼用することを要するのであります。

(ハ) 本法施行前から引續いて爲す第二種第四號の廣告の廣告主は命令の定むる所に依つて、本法施行後二月以内に其の旨を政府に申告し、昭和十七年分の廣告税を納付すべきことを命ぜられて居るのであります。この場合に於て第二種第四號の廣告に對する廣告税は第二條に規定する税額の四分の三とせられて居ることに注意を要するのであります。

### 1111、馬券税はどうして創設せられたのですか

從來に於ても競馬の勝馬投票券の賣上に對して政府へ納付金として、競馬會から馬券賣上金額の百分の十一・五を、納付せしめて居るのであります。が今回は更に之に勝馬投票券又は優等馬票の賣上金と其の購買者に對する拂戻金について、或る程度の課税を適當と認め茲に本税を創設するに至つたのであります。

本馬券税は勝馬投票券の賣上金については百分の七、優等馬票の賣上金については百分の四、勝馬投票券の購買者に對する拂戻金に付ては百分の二十、優等馬票の購買者に對する拂戻金については百分の十の



税率を課し競馬又は鍛錬馬競走を開催する者に、其の終了後二十日以内に納税させることになつて居るのであります。例へば本競馬に於て二十圓の馬券を買ふとすれば、政府並に競馬會への納付金三圓六十錢、馬券税一圓四十錢合計五圓を差引いた残額十五圓を勝馬券を買つた者に配當されることになるのであります。之の拂戻が假りに五十圓とすれば更に其から券面額たる二十圓を差引いた三十圓の二割即ち六圓の税金を差引かれることになるのでありますから、結局手取り金は四十四圓といふ計算になるのであります。次に馬券税の要綱を示せば次の如くであります。

### 馬券税法要綱

(昭和十七年二月二十三日  
法律第六十三號)

- 一、競馬法に依る競馬又は軍馬資源保護法に依る鍛錬馬競走を開催する者には本法に依り馬券税を課すること
- 二、馬券税は競馬法に依る勝馬投票券又は軍馬資源保護法に依る優等馬票の發行に依り得たる金額及びその勝馬投票券又は優等馬票の購買者に拂戻すべき金額より命令を以て定むる金額を控除したる金額に付之を課すること
- 三、馬券税の税率を左の如くすること
  - (一) 勝馬投票券の發行に依り得たる金額の百分の七、優等馬票の發行に依り得たる金額の百分の四
  - (二) 勝馬投票券の購買者に拂戻すべき金額より命令を以て定むる金額を控除したる金額の百分の廿、

優等馬票の購買者に拂戻すべき金額より命令を以て定むる金額を控除したる金額の百分の十

- 四、競馬法に依る競馬又は軍馬資源保護法に依る鍛錬馬競走を開催する者は競馬又は鍛錬馬競走終了後直に二の金額を記載したる申告書を政府に提出すべきこと
- 申告書の提出なきとき又は政府に於て申告を不相當と認めたる時は政府はその課税標準額を決定すること
- 五、馬券税は競馬又は鍛錬馬競走終了後廿日以内に納付すべきこと

### 一三三二、馬券税は誰に課せられるのですか

馬券税法第一條に依れば、本税の納税義務者となるものは競馬法に依る競馬又は軍馬資源保護法に依る鍛錬馬競走を開催する者でありまして、本税は所謂競馬又は鍛錬馬競走を開催する者に對して、馬券税を課するわけであります。

### 一三三三、馬券税の課税額はどうか算定せられますか

馬券税は競馬法に依る勝馬投票券又は軍馬資源保護法に依る優等馬票の發行に依り得たる金額及其の勝馬投票券又は優等馬票の購買者に拂戻すべき金額から、命令を以て定むる金額を控除したる金額に付て之を課することになつて居るのであります。上記の勝馬投票券又は優等馬票の購買者に拂戻すべき金額より



控除すべき命令を以て定むる金額とは、勝馬投票券の券面金額又は優等馬票の額面金額に勝馬投票的中數又は優等馬投票的中數を乗じて得たる金額とすることに定められて居るのであります。

### 一三四、馬券税の税率はどう定められて居りますか

本税の税率は勝馬投票券又は優等馬票の發行の場合と勝馬投票券又は優等馬票の購買者に拂戻を爲す場合、即ち双方の場合に適用せられるのでありまして、馬券税の發行税は次の如くであります。

(イ) 勝馬投票券の發行に依り得たる金額の百分の七(七分)

(ロ) 優等馬票の發行に依り得たる金額の百分の四(四分)

次に勝馬投票券の購買者の的中した者に對する拂戻税であります。之も勝馬投票券の購買者に拂戻すべき金額から巽にも述べたる如く、命令を以て定められて居る金額(勝馬投票券の券面金額に勝馬投票的中數を乗じて得たる金額を控除したる金額の百分の二十(二割)を課せられるのであります。亦優等馬票の購買者に拂戻すべき金額から命令を以て定むる金額、即ち優等馬票の額面金額に優等馬投票的中數を乗じて得たる金額を、右の優等馬票の購買者に拂戻すべき金額から控除して、支拂ふべき金額に對して百分の十即ち一割課せられるわけであります。

### 一三五、競馬又は鍛鍊馬競走開催者は競走終了後どんな申告を要するのですか

競馬法に依る競馬又は軍馬資源保護法に依る鍛鍊馬競走を開催する者は、競馬又は鍛鍊馬競走終了後直に法第二條の金額を記載したる申告書を政府に提出すべきことを命ぜられて居るのであります。而して本申告書は競馬法に依る競馬又は軍馬資源保護法に依る鍛鍊馬競走の開催の場所の所轄稅務署に之を提出することを要するのであります。若し右の指定の申告書の提出なきとき又は政府に於て申告を不相當と認めたるときには稅務署長は其の課稅標準額を決定すべきことに定められて居るのであります。尙右の申告を怠り又は詐りたる者は三百圓以下の罰金又は科料に處せられることになつて居りますから注意を要するのであります。

### 一三六、馬券税は何日迄に納付すればよいのですか

馬券税は競馬又は鍛鍊馬競走終了後二十日以内に納付すべきことに定められて居るのであります。

### 一三七、競馬又は鍛鍊馬競走の開催者は帳簿の備付けを要するのですか

競馬法に依る競馬又は軍馬資源保護法に依る鍛鍊馬競走を開催する者は其の業務に關する事項を帳簿に記載すべきことを命ぜられて居るのであります。尙ほ右の規定に依る帳簿の記載を怠り若し詐り又は帳簿



を隠匿したる者は百圓以下の罰金又は料料に處せられることになつて居りますから注意を要するのであります。而して施行規則第三條に依れば競馬法に依る競馬又は軍馬資源保護法に依る鍛鍊馬競走を開催する者は競馬又は鍛鍊馬競走に付て各競走馬又は競技毎に少くとも次の事項を帳簿に記載すべきことを命ぜられて居るのであります。

- 一、勝馬投票法又は優等馬投票法の種類毎に發賣したる勝馬投票券又は優等馬票の枚數及其の金額
- 二、競馬法施行規則第十九條又は軍馬資源保護法施行規則第七十五條の規定に依り買戻に應ずべき勝馬投票券又は優等馬票の枚數及其の金額
- 三、馬券税法第三條第一號の馬券稅額
- 四、勝馬投票法又は優等馬投票法の種類毎に勝馬投票的中數又は優等馬投票的中數
- 五、勝馬投票又は優等馬投票の的中者無き場合に於ては其の旨
- 六、競馬法第八條第一項の規定に依り政府に納付すべき金額及同法第九條の規定に依る賣得歩合金額又は軍馬資源保護法第十一條第一項の規定に依り收得したる金額及同條第二項の規定に依る納付金額
- 七、馬券税法第三條第二號の馬券稅額

### 一三八、競馬又は鍛鍊馬競走の開催者は終了後どんな申告を要するのですか

本法第六條に依れば競馬法に依る競馬又は軍馬資源保護法に依る鍛鍊馬競走を開催する者は命令の定む

る所に依つて其の業務に關し必要な事項を政府に申告すべきことを命ぜられて居るのであります。尙ほ右の申告を怠り又は詐りたる者は百圓以下の罰金又は料料に處せられることになつて居りますから注意を要するのであります。

而して右の競馬法に依る競馬又は軍馬資源保護法に依る鍛鍊馬競走を開催する者は規則第四條に依つて競馬又は鍛鍊馬競走終了後直に次の事項を記載したる申告書を競馬又は鍛鍊馬競走の開催の場所の所轄稅務署に之を提出することを要するのであります。

- 一、勝馬投票法又は優等馬投票法の種類毎に發賣したる勝馬投票券又は優等馬票の枚數及其の金額
- 二、競馬法施行規則第十九條又は軍馬資源保護法施行規則第七十五條の規定に依り買戻に應ずべき勝馬投票券又は優等馬票の枚數及其の金額
- 三、勝馬投票法又は優等馬投票法の種類毎に勝馬投票的中數又は優等馬投票的中數
- 四、勝馬投票又は優等馬投票の的中者無き場合に於ける其の勝馬投票券又は優等馬票の枚數及其の金額
- 五、競馬法第八條第一項の規定に依り政府に納付すべき金額及同法第九條の規定に依る賣得歩合金額又は軍馬資源保護法第十一條第一項の規定に依り收得したる金額及同條第二項の規定に依る納付金額

### 一三九、收稅官吏はどう検査するのですか

本法施行に依つて收稅官吏は競馬法に依る競馬又は軍馬資源保護法に依る鍛鍊馬競走を開催する者に對



して必要あるときは其の業務に關し質問を爲し又は帳簿書類を検査し得ることに定められて居るのであります。若し右の收税官吏の質問に對して答辯を爲さなかつたり若は虚偽の陳述を爲したり又は其の職務の執行を拒んだり妨げたり若は忌避したる者は百圓以下の罰金又は科料に處せられることになつて居りますから注意を要するのであります。

**一四〇、詐偽又は不正行爲に依つて馬券税を補脱する者はどう罰せられますか**

詐偽其の他不正の行爲に依つて馬券税を補脱し又は補脱せんとしたる者は其の補脱し又は補脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金に處せられ直に其の税金を徴收せられることになつて居るのであります。若し其の罰金額が二十圓に満たざる場合には之を二十圓とする定めであります。

尙ほ右の罪を犯したる者には別に刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の規定を適用せられないことになつて居るのであります。

(註) 刑法

- 第三十八條第三項但書 法律を知らざるを以て罪を犯す意なしと爲すことを得ず但情狀に因り其刑を減輕することを得
- 第三十九條第二項 心神耗弱者の行爲は其刑を減輕す
- 第四十條 瘖啞者の行爲は之を罰せず又は其刑を減輕す
- 第四十一條 十四歳に満たざる者の行爲は之を罰せず

第四十八條第二項 二個以上の罰金は各罪に付き定めたる罰金の合算額以下に於て處斷す

第六十三條 従犯の刑は正犯に照して減輕す

第六十六條 犯罪の情狀憫諒す可きものは酌量して其刑を減輕することを得

**一四一、馬券税の課税申告を怠り又は詐りたる者、その他命令に服せざる者はどう罰せられますか**

法第四條第一項の規定に依る申告即ち競馬法に依る競馬又は軍馬資源保護法に依る鍛鍊馬競走を開催する者は競馬又は鍛鍊馬終了後直に第二條の馬券税課税金額を記載したる申告書を所轄稅務署に提出することを命ぜられて居るのであります若し之が申告を怠り又は詐りたる者は三百圓以下の罰金又は科料に處せられることになつて居るのであります。

尙ほ其の他第六條の規定に依る帳簿の記載を怠り若は詐り又は帳簿を隠匿したる者、第六條の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者及第七條の規定に依る收税官吏の質問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲し又は其の職務の執行を拒み、妨げ若は忌避したる者は夫々百圓以下の罰金又は科料に處せられることになつて居りますから注意を要するのであります。

尤も第八條の罰を犯したる者には刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の規定は夫々適用せられない定めであります。

(註) 刑法



第三十八條第三項但書 法律を知らざるを以て罪を犯す意なしと爲すことを得ず但情狀に因り其刑を減輕することを得  
 第三十九條第二項 心神耗弱者の行爲は其刑を減輕す  
 第四十條 瘖啞者の行爲は之を罪せず又は其刑を減輕す  
 第四十一條 十四歳に満たざる者の行爲は之を罰せず  
 第四十八條 第二項 二個以上の罰金に付き定めたる罰金の合算額以下に於て處斷す  
 第六十三條 従犯の刑は正犯に照して減輕す  
 第六十六條 犯罪の情狀憫諒す可きものは酌量して其刑を減輕することを得

**一四二、本法は何日から施行せられるのですか**

本法施行の期日は昭和十七年二月二十八日勅令第百十二號を以て昭和十七年三月一日から之が施行せられることになつたのであります。

尙ほ馬券税及廣告税は内地同様樺太にも實施することになりたるため明治四十年法律第二十一條に依る樺太に於ける租税に關する件第一條第一項に二十一馬券税二十二廣告税が夫々追加されることになつたのであります。

**一四三、所得税等の日滿二重課税防止に關する法律はどうして制定せられたのですか**

今回の税法改正を機として從來所得税についての日滿相互間の二重課税を防止するため茲に昭和十七年二月二十七日法律第七十四號を以て所得税等の日滿課税防止に關する法律を施行するに至つたのであります。

す。其の要旨とするところは政府は所得税其の他の内國税に付て滿洲國に於ける内國税との間に於ける課税の重複を避くる爲必要ありと認むるときには別に勅令の定むる所に依つて之を輕減若は免除し又は其の課税標準の計算に關する特例を設けることを得ることとしたものであります。

**一四四、戦時災害國税減免法はどうして制定せられたのですか**

戦時災害被害者に對する所得税、營業税等の輕減又は免除を行ふために昭和十七年二月二十七日法律第七十三號を以て戦時災害國税減免法を制定するに至つたのであります。其の内容とするところは、

(イ) 政府は戦時災害(戦争の際に於ける戦闘行爲又は之に起因して生ずる災害を謂ふ)に因る被害者の納付すべき國税及戦時災害に因る被害物件に對して課せらるべき國税に付いて勅令の定むる所に依つて、之を輕減又は免除することを得ること  
 尤も右の輕減又は免除せらるる國税は、法令上の納税資格要件に關しては輕減又は免除せられざるものと看做すこと

(ロ) 政府は戦時災害に因る被害者の納付すべき國税に付て命令の定むる所に依つて、課税標準の計算に關する特例を設けることを得ること

(ハ) 政府は戦時災害ありたる地方に於て納付すべき國税並に戦時災害に因る被害者の納付すべき國税及戦時災害に因る被害物件に對し課せらるべき國税に付いて勅令の定むる所に依つて課税に關する申



告及申請並に納期に關する特例を設けることを得ること

(ニ) 政府は戰時災害ありたる地方に於て、納付すべき國稅並に戰時災害に因る被害者の納付すべき國稅及戰時災害に因る被害物件に對し、課せらるべき國稅に付て勅令の定むる所に依つて其の徵收を猶豫することを得ること

(ホ) 樺太に於ては本法の施行に關して必要あるときには、勅令を以て別段の定を爲すことを得ること

#### 一四五、稅務代理士法はどうして制定せられたのですか

政府の稅務代理士法提案理由の要旨とするところは、大體次の如くであります。租稅は國家財政上極めて重要な地位を占めて居るのであります。其の運営の適否が、直ちに國政の全般並に國民の利害に重大なる影響を與へるものであります。而して社會經濟情勢は愈々複雑多岐に亘りまして、之に伴ひ稅務行政の運行及び國民の經濟生活も亦複雑且困難となつて參つたのであります。殊に戰時下に於きまする財政需要の増加に伴ひまして、相次いで増稅を行ひ、更に今回相當程度の増稅の措置を行ふことゝ致したのであります。此の傾向は今後も一段と加重せらるゝ方向にあると考へられるのであります。従つて稅務行政の適正なる運営を圖りますことは、現下喫緊の要務であるのであります。此の見地より致しまして、新たに稅務代理士法を制定し、稅務代理士の制度を設け、其の素質の向上を圖りますと共に、是等の者に對する取締の徹底を期し、之に依り戰時に於ける稅務行政の圓滑なる運用に資せむとするのであります。即ち

本法案に於きましては、稅務代理士の素質の向上を圖り、其の業務の公正を期する爲、稅務代理士の資格を限定し、一定の資格を有する者が主務大臣の許可を受けた場合に限り、稅務代理士たることを得ることゝ致しまして、同時に稅務代理士にのみ限りまして、所得稅、法人稅其他の租稅に關し、他人の委囑に依り稅務官廳に提出すべき書類を作成し、審査の請求等に付て代理をなし、又は其の相談に應ずることを業と爲し得ることゝ致したのであります。其他稅務代理士會を組織せしめ、自治的に品位の保持、稅務代理業の改善進歩を圖らしめ、又是等の者が受くべき報酬に付きましても取締を爲すことゝし、而して是等の者が國稅の違脱に付て指示を爲し、相談に應じ、不當の報酬を受けた場合等に於きましては、許可の取消又は業務の停止の處分を爲す外、特に罰則を適用することゝ致したのであります。儲て本法の構成上の概要を述べまするに稅務代理士は所得稅、法人稅、營業稅其他命令を以て定むる租稅に關し、他人の委囑に依り稅務官廳に提出すべき書類を作成し又は審査の請求、訴願の提起其他の事項（行政訴訟を除く）に付て代理を爲し若は相談に應ずるを業とするものであります。 (一) 辯護士 (二) 計理士 (三) 命令を以て定むる官廳に於て高等官又は判任官の職に在りて三年以上國稅の事務に従事したる者（但し其職を退きたる後一年を経ざる者を除く） (四) 前各號に掲ぐる者の外租稅又は會計に關し學識經驗を有する者のみが稅務代理士たる資格を有するのであります。尤も (一) 無能力者 (二) 破産者にして復権を得ざるもの (三) 國稅滯納處分を受けたる後一年を経ざる者 (四) 六年の懲役若は禁錮以上の刑に處せられ又は舊刑法の重罪の刑に處せられたる者 (五) 六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられその刑の執行を終り又は



執行を受くることなきに至る迄の者(六)國税を遁脱し又は遁脱せんとする罪を犯し罰金又は料料の刑に處せられその裁判確定の後五年を経ざる者(七)懲戒の處分に因つて免官又は免職せられたる後二年を経ざる者(八)五の第四號の規定に依り許可の効力を失ひ、又は十七の規定に依り許可の取消ありたる後二年を経ざる者(九)十九、廿、廿一の第三號、廿二又は廿三の罪を犯し、懲役又は罰金の刑に處せられその刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる後五年を経ざる者は稅務代理士たる資格を有しないのであります。右の稅務代理士たらんとする者は命令の定むる所に依つて、主務大臣の許可を受くべきことを要するのであります。而して主務大臣が右の許可に關する處分を爲さんとするときは、稅務代理士詮衡委員會の議を経べきことになつて居るのであります、亦稅務代理士が左の各號の一に該當する場合に於ては、四の第一項の許可は其効力を失ふことに定められて居るのであります。即ち

(一) 一に規定する業務(以下稅務代理業と稱す)を廢止したるとき(二)辯護士又は計理士たる場合に於て辯護士名簿又は計理士登録簿の登録の取消又は抹消ありたるとき(三)三の第一號乃至第六號又は第九號に該當するに至りたる時(四)十四の規定に依り退會せしめられたるとき

而して四の第一項の許可を受けたる者に非ざれば、稅務代理士その他之に類似する名稱を用ふることを得ないのであります。稅務代理士は命令の定むる所に依り稅務代理業に關し事務所を設くべきこと並に稅務代理士は命令の定むる所により稅務代理業に關する帳簿を作成し之に必要な事項を記載すべきことを命ぜられて居るのであります。

稅務代理士は國税の遁脱に付て指示をなし、相談に應じその他之に類似する行爲をなすことを得ないのであります、而して稅務代理業に關して稅務代理士の受くべき報酬は、所屬稅務代理士會の會則の定むる所によるのであつて、稅務代理士は其の會則に定むるものを除くの外何等の名義を以てするを問はず、稅務代理業に關し報酬を受くることを得ないのであります。

稅務代理士は財務局の管轄區域毎に稅務代理士會を設立すべきこと(但し命令を以て定むる市に在りては市の區域毎に別に之を設立すべきこと)を命ぜられ、之が稅務代理士會を設立せんとするときは、會則を定めて主務大臣の認可を受くべきことを要するのであります。

稅務代理士會は當局の認可あるときに成立し、稅務代理士會は法人とすることになつて居るのであります。亦稅務代理士會は稅務代理士の品位の保持及び稅務代理業の改善進歩を以て目的とするものであります。而して稅務代理士會の區域内に事務所を有する稅務代理士は總てその稅務代理士會の會員となることになつて居るのであります。

稅務代理士會は主務大臣の認可を受けて若し稅務代理士の品位を失墜し若は失墜する處ある會員又は稅務代理士會の會則に違反し若は違反する處ある會員を退會せしむることを得るのであります。

主務大臣は監督上必要ありと認むるときには稅務代理士若は稅務代理士會から報告を徴し又は當該官吏をしてその業務に關する帳簿書類を検査せしむることを得ると共に主務大臣は稅務代理士會の目的達成上必要ありと認むるときには稅務代理士會に對して會則の變更その他必要な事項を命ずることを得るので



あります。

税務代理士は本法又は本法に基きて發する命令若は税務代理士會の會則に違反したるとき又は税務代理士の品位を失墜すべき行爲若は業務上不正の行爲を爲したるときには主務大臣はその許可を取消し又は一年以内の税務代理業の停止を命ぜられるのであります。

亦税務代理士會は共同の目的を達する爲め會則を定め主務大臣の認可を受けて税務代理士會聯合會を設立することを得るとされて居るのであります。尙ほ罰則は許可を受けずして税務代理業を行ひたる者は六月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられ、又税務代理業の停止期間内に税務代理業を行ひたる者の罰亦同様であります。その他第六條の規定に違反したる者

第七條の規定に依る事務所を設けざるとき、第八條の規定に依る帳簿の記載を怠り若は詐り又は帳簿を隠匿したるとき、第十條の第二項の規定に違反したるとき、第十六條の規定に依る當該官吏の検査を拒み妨げ又は忌避したるときは夫々千圓の罰金に處せられるのであります。

尙ほ税務代理士が第九條の規定に違反したるときは二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處せられると共に税務代理士又は税務代理士たりし者が税務代理業に關し取扱ひたる事項に付て知得したる秘密を故なく漏洩したるときは一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられるのであります。

亦税務代理士はその使用人その他の従業員がその税務代理士の業務に關し第二十三條の第二號若は第三

號又は廿四條の違反行爲を爲したるときには自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免るゝことを得ないのであります。

(参考) 税務代理士法 (昭和十七年二月二十三日法律第四十六號)

第一條 税務代理士は所得税、法人税、營業税其他命令を以て定むる租税に關し他人の委嘱に依り税務官廳に提出すべき書類を作成し又は審査の請求、訴願の提起其他の事項(行政訴訟を除く)に付代理を爲し若は相談に應ずるを業とす

第二條 左の各號の一に該當する者は税務代理士たる資格を有す

一、辯護士

二、計理士

三、命令を以て定むる官廳に於て高等官又は判任官の職に在りて三年以上國税の事務に従事したる者但し其の職を退きたる後一年を経ざる者は此の限に在らず

四、前各號に掲ぐる者の外租税又は會計に關し學識経験を有する者

第三條 左の各號の一に該當する者は税務代理士たる資格を有せず

一、無能力者

二、破産者にして復権を得ざるもの

三、國税滞納處分を受けたる後一年を経ざる者



- 四、六年の懲役若は禁錮以上の刑に處せられ又は舊刑法の重罪の刑に處せられたる者
- 五、六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられ其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者
- 六、國税を遁脱し又は遁脱せんとする罪を犯し罰金又は科料の刑に處せられ其の裁判確定の後五年を経ざる者
- 七、懲戒の處分に因り免官又は免職せられたる後二年を経ざる者
- 八、第五條第四號の規定に依り許可の効力を失ひ又は第十八條の規定に依り許可の取消ありたる後二年を経ざる者
- 九、第二十一條、第二十二條、第二十三條第三號、第二十四條又は第二十五條の罪を犯し懲役又は罰金の刑に處せられ其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる後五年を経ざる者
- 第四條 稅務代理士たらしとする者は命令の定むる所に依り主務大臣の許可を受くべし  
主務大臣前項の許可に關する處分を爲さんとするときは稅務代理士銓衡委員會の議を経べし  
稅務代理士銓衡委員會に關する規程は勅令を以て之を定む
- 第五條 稅務代理士左の各號の一に該當する場合に於ては前條第一項の許可は其の効力を失ふ
  - 一、第一條に規定する業務（以下稅務代理業と稱す）を廢止したるとき
  - 二、辯護士又は計理士なる場合に於て辯護士名簿又は計理士登録簿の登録の取消又は抹消ありたるとき
  - 三、第三條第一號乃至第六號又は第九號に該當するに至りたるとき
  - 四、第十四條の規定に依り退會せしめられたるとき
- 第六條 第四條第一項の許可を受けたる者に非ざれば稅務代理士其他之に類似する名稱を用ふることを得ず
- 第七條 稅務代理士は命令の定むる所に依り稅務代理業に關し事務所を設くべし
- 第八條 稅務代理士は命令の定むる所に依り稅務代理業に關する帳簿を作成し之に必要な事項を記載すべし
- 第九條 稅務代理士は國税の遁脱に付指示を爲し、相談に應じ其他之に類似する行爲を爲すことを得ず
- 第十條 稅務代理業に關し稅務代理士の受くべき報酬は所屬稅務代理士會の會則の定むる所に依る  
稅務代理士は前項の會則に定むるものを除くの外何等の名義を以てするを問はず稅務代理業に關し報酬を受くることを得ず
- 第十一條 稅務代理士は財務局の管轄區毎に稅務代理士會を設立すべし但し命令を以て定むる市に在りては市の區域毎に別に之を設立すべし  
稅務代理士稅務代理士會を設立せんとするときは會則を定め主務大臣の認可を受くべし
- 第十二條 稅務代理士會は前條第二項の認可ありたるとき成立す  
稅務代理士會は法人とす

- 四、六年の懲役若は禁錮以上の刑に處せられ又は舊刑法の重罪の刑に處せられたる者
- 五、六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられ其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者
- 六、國税を遁脱し又は遁脱せんとする罪を犯し罰金又は科料の刑に處せられ其の裁判確定の後五年を経ざる者
- 七、懲戒の處分に因り免官又は免職せられたる後二年を経ざる者
- 八、第五條第四號の規定に依り許可の効力を失ひ又は第十八條の規定に依り許可の取消ありたる後二年を経ざる者
- 九、第二十一條、第二十二條、第二十三條第三號、第二十四條又は第二十五條の罪を犯し懲役又は罰金の刑に處せられ其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる後五年を経ざる者
- 第四條 稅務代理士たらしとする者は命令の定むる所に依り主務大臣の許可を受くべし  
主務大臣前項の許可に關する處分を爲さんとするときは稅務代理士銓衡委員會の議を経べし  
稅務代理士銓衡委員會に關する規程は勅令を以て之を定む
- 第五條 稅務代理士左の各號の一に該當する場合に於ては前條第一項の許可は其の効力を失ふ
  - 一、第一條に規定する業務（以下稅務代理業と稱す）を廢止したるとき
  - 二、辯護士又は計理士なる場合に於て辯護士名簿又は計理士登録簿の登録の取消又は抹消ありたるとき
  - 三、第三條第一號乃至第六號又は第九號に該當するに至りたるとき
  - 四、第十四條の規定に依り退會せしめられたるとき
- 第六條 第四條第一項の許可を受けたる者に非ざれば稅務代理士其他之に類似する名稱を用ふることを得ず
- 第七條 稅務代理士は命令の定むる所に依り稅務代理業に關し事務所を設くべし
- 第八條 稅務代理士は命令の定むる所に依り稅務代理業に關する帳簿を作成し之に必要な事項を記載すべし
- 第九條 稅務代理士は國税の遁脱に付指示を爲し、相談に應じ其他之に類似する行爲を爲すことを得ず
- 第十條 稅務代理業に關し稅務代理士の受くべき報酬は所屬稅務代理士會の會則の定むる所に依る  
稅務代理士は前項の會則に定むるものを除くの外何等の名義を以てするを問はず稅務代理業に關し報酬を受くることを得ず
- 第十一條 稅務代理士は財務局の管轄區毎に稅務代理士會を設立すべし但し命令を以て定むる市に在りては市の區域毎に別に之を設立すべし  
稅務代理士稅務代理士會を設立せんとするときは會則を定め主務大臣の認可を受くべし
- 第十二條 稅務代理士會は前條第二項の認可ありたるとき成立す  
稅務代理士會は法人とす



税務代理士會は税務代理士の品位の保持及税務代理業の改善進歩を以て目的とす

第十三條 税務代理士會の区域内に事務所を有する税務代理士は其の税務代理士會の會員とす

第十四條 税務代理士會は主務大臣の認可を受け税務代理士の品位を失墜し若は失墜する虞ある會員又は税務代理士會の會則に違反し若は違反する虞ある會員を退會せしむることを得

第十五條 前四條に規定するものを除くの外税務代理士會に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第十六條 主務大臣は監督上必要ありと認むるときは税務代理士若は税務代理士會より報告を徴し又は當該官吏をして其の業務に關する帳簿書類を検査せしむることを得

第十七條 主務大臣は税務代理士會の目的達成上必要ありと認むるときは税務代理士會に對し會則の變更其の他必要なる事項を命ずることを得

第十八條 税務代理士本法、本法に基きて發する命令若は税務代理士會の會則に違反したるとき又は税務代理士の品位を失墜すべき行爲若は業務上不正の行爲を爲したるときは主務大臣は其の許可を取消し又は一年以内税務代理業の停止を命ずることを得

第十九條 税務代理士會は共同の目的を達する爲會則を定め主務大臣の認可を受け税務代理士會聯合會を設立することを得

第二十條 主務大臣は命令の定むる所に依り本法に定むる職權の一部を財務局長又は税務署長に委任することを得

第二十一條 第四條第一項の許可を受けずして税務代理業を行ひたる者は六月以下の懲役又は千圓以下の

罰金に處す第十八條の規定に依る税務代理業の停止期間内税務代理業を行ひたる者の罰亦同じ

第二十二條 第六條の規定に違反したる者は千圓以下の罰金に處す

第二十三條 税務代理士左の各號の一に該當するときは千圓以下の罰金に處す

一、第七條の規定に依る事務所を設けざるとき

二、第八條の規定に依る帳簿の記載を怠り若は詐り又は帳簿を隠匿したるとき

三、第十條第二項の規定に違反したるとき

四、第十六條の規定に依る當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したるとき

第二十四條 税務代理士第九條の規定に違反したるときは二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

第二十五條 税務代理士又は税務代理士たりし者税務代理業に關し取扱ひたる事項に付知得たる祕密を故なく漏洩したるときは一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

第二十六條 税務代理士は其の使用人其の他の従業者が其の税務代理士の業務に關し第二十三條第二號若は第三號又は第二十四條の違反行爲を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免るゝことを得ず

前項の場合に於ては懲役刑を科することを得ず

附則



本法は公布の日より之を施行す

第二條の規定は本法施行の際現に税務代理業を行ふ者が命令の定むる所に依り本法施行の日より二月以内に第四條第一項の許可の申請を爲す場合には之を適用せず

本法施行の際現に税務代理業を行ふ者は本法施行の日より四月間を限り第四條第一項の規定に拘らず主務大臣の許可を受けずして引續き税務代理業を行ふことを得

第十條の規定は税務代理士會成立するに至る迄は之を適用せず

税務代理士法施行規則 (昭和十七年三月十日 大藏省令第十三號)

第一條 税務代理士法第一條の租税を定むること左の如し

一 特別法人税

二 臨時利得税

三 外貨債特別税

四 相續税

第二條 税務代理士法第二條第三號の官廳を定むること左の如し

一 大藏省

二 財務局

三 税務署

第三條 税務代理士法第四條第一項の許可を受けんとする者は許可申請書を住所地を管轄する税務署長を

經由し大藏大臣に提出すべし

前項の許可申請書には本籍、住所、氏名及税務代理士法第四條第一項の許可ありたる場合に於て第五條の規定に依り事務所を設くべき場所を記載するの外左に掲ぐる書類を添附すべし

一 戸籍謄本

二 履歴書

三 税務代理士第三條各號の一に該當せざる旨の證明書

四 税務代理士法第二條第一號乃至第三號に該當する者に在りては前各號の書類の外各其の旨を證する書面

第四條 税務代理士法第四條第一項の許可を受けんとする者は詮衡手数料として二十圓を納むべし

前項の詮衡手数料は収入印紙を用ひ前條の許可申請書に貼附すべし

第五條 税務代理士は税務代理業を行ふ場所を管轄する財務局の管轄区域内に事務所を設くべし

第六條 税務代理士は同一財務局の管轄区域内に二以上の事務所を設くることを得ず但し特に必要ある場合此の限に在らず

前項但書の規定に依り事務所を設けんとするときは其の場所を管轄する税務署長を經由し財務局長に申請を爲し其の認可を受くべし



前項の認可申請書には本籍、住所、氏名、事務所の所在地、新に事務所を設けんとする事由及其の場所を記載すべし

第七條 税務代理士前二條の規定に依る事務所を設けたるときは遅滞なく其の所在地を管轄する税務署長に其の旨を届出づべし

第八條 税務代理士は其の事務所に税務代理士の事務所たることを表示すべし

第九條 税務代理士は事務所内見易き場所に税務代理業に關し受くべき報酬金額を掲示すべし

第十條 税務代理士は税務代理業に關し事件簿を作成し事件取扱の都度左の事項を記載すべし

- 一 委嘱者の住所及氏名又は名稱
- 二 委嘱を受けたる年月日
- 三 事件の要領及其の顛末
- 四 報酬金額
- 五 事件の終了年月日

前項の事件簿は閉鎖後五年間之を保存すべし

第十一條 税務代理士は税務代理業に關し税務官廳に提出すべき書類を作成したるときは之に署名、捺印すべし

第十二條 税務代理士は税務代理業に關し使用人其他の従業者を置きたるときは遅滞なく其の者の住所

氏名及履歷を其の従業する事務所の所在地を管轄する税務署長を経由し財務局長に届出づべし

第十三條 税務代理士事務所の所在地を變更し又は事務所を廢止したるときは其の所在地を管轄する税務署長に其の旨を届出づべし

第十四條 税務代理士本籍、住所又は氏名を變更したるときは事務所の所在地を管轄する税務署長に其の旨を届出づべし

第十五條 税務代理士税務代理業を廢止したるときは遅滞なく主たる事務所を管轄する税務署長を経由し大藏大臣に届出づべし

第十六條 大藏大臣は税務代理士法第五條各號の一に該當したる者又は同法第十八條の規定に依り許可を取消したる者の住所、氏名及事務所の所在地を告示す

大藏大臣は税務代理士法第十八條の規定に依り税務代理業の停止を命じたる者の住所、氏名及事務所の所在地並に其の停止期間を告示す

第十七條 税務代理士税務代理士法第十一條の規定に依り税務代理士會を設立せんとするときは同法第十三條の規定に依り會員と爲るべき者五人以上設立委員と爲り會則を定め設立總會の議決を経本令施行後

六月以内に其の區域を管轄する財務局長に對し設立の認可申請書を提出すべし  
前項の認可申請書には會則及會員と爲るべき者の名簿を添附すべし

第十八條 税務代理士法第十一條第一項の市を定むること左の如し



- 一 東京市
- 二 大阪市
- 三 京都市
- 四 神戸市
- 五 名古屋市

第十九條 設立總會の招集及議事整理は設立委員之を行ふ

設立總會の議決は會員と爲るべき者半數以上出席し其の議決權の三分の二以上の多數を以て之を爲す但し設立總會に出席すること能はざる者は豫め書面を以て出席者に委任して議決權を行ふことを得此の場合に於ては之を設立總會に出席したるものと看做す

第二十條 稅務代理士會成立したるときは財務局長は稅務代理士會の名稱、區域、事務所の所在地及成立の年月日を官報に公告すべし其の公告したる事項に變更ありたるとき亦同じ

第二十一條 稅務代理士法第十一條の規定に依り設立したる稅務代理士會又は同法第十九條の規定に依り設立したる稅務代理士會聯合會に非ざれば稅務代理士會又は稅務代理士會聯合會其他之に類似する名稱を用ふることを得ず

第二十二條 稅務代理士會の會則には左に掲ぐる事項を記載すべし

- 一 名稱及區域

- 二 事務所の所在地

- 三 役員の種類、數、職務權限、選任、解任及任期に關する規定

- 四 總會に關する規定

- 五 稅務代理業に關し會員の受くべき報酬に關する規定

- 六 會費に關する規定

- 七 稅務代理士法第十四條の規定に依る退會に關する規定

- 八 庶務及會計に關する規定

- 九 其の他必要と認むる事項

稅務代理士會其の會則を變更せんとするときは總會の議決を經其の區域を管轄する財務局長の認可を受くべし

第二十三條 稅務代理士會は毎年一回定期總會を開くべし

稅務代理士會は必要ある場合に於ては臨時總會を開くことを得

第二十四條 稅務代理士會は總會の日時、場所及議題を會日より二週間前に其の區域を管轄する財務局長に届出づべし

第二十五條 總會の議決は本令又は會則に別段の定ある場合を除くの外出席したる會員の過半數を以て之を爲す



第二十六條 稅務代理士會左に掲ぐる事項を議決する場合に於ては會員半數以上出席し其の出席者の三分の二以上の多數を以て之を爲す

一 會則の變更

二 稅務代理士法第十四條の規定に依る會員の退會處分

第十九條第二項但書の規定は前項の議決に付之を準用す

第二十七條 稅務代理士會は總會終了後遲滯なく總會の議決事項を其の區域を管轄する財務局長に届出づべし

第二十八條 稅務代理士會には左の役員を置くべし

會長 一人

副會長 一人又は二人

前項の外會則の定むる所に依り必要なる役員を置くことを得

稅務代理士會役員を選任したるときは遲滯なく其の氏名を其の區域を管轄する財務局長に届出づべし之を解任したるとき亦同じ

第二十九條 會長は會務を總理し稅務代理士會を代表す

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは其の職務を代理す

第三十條 稅務代理士會は會則の定むる所に依り會員より會費を徴收することを得

第三十一條 稅務代理士會は其の會員の名簿を作成すべし

第三十二條 稅務代理士會は稅務行政又は稅務代理士の利害に關する事項に付大藏大臣又は其の區域を管轄する財務局長に對し建議を爲すことを得

第三十三條 稅務代理士會は其の區域を管轄する財務局長より諮問を受けたる事項に付答申を爲すべし

第三十四條 稅務代理士會は會員と委嘱者との間に生じたる紛議に付調停を爲すことを得

第三十五條 稅務代理士會稅務代理士法第十四條の規定に依り會員を退會せしめんとするときは總會の議決を經其の區域を管轄する財務局長を經由し大藏大臣の認可を受くべし

第三十六條 財務局長は其の管轄区域内に在る稅務代理士會の總會の議決又は其の役員の行爲にして法令若は會則の規定に違背し又は公益を害すと認むるときは其の議決を取消し又は其の役員の改選を命ずることを得

第三十七條 財務局長は監督上必要ありと認むるときは其の管轄区域内に在る稅務代理士會より報告を徴することを得

第三十八條 財務局長は其の管轄区域内に在る稅務代理士會の目的達成上必要ありと認むるときは稅務代理士會に對し會則の變更其の他必要なる事項を命ずることを得

第三十九條 稅務署長は監督上必要ありと認むるときは其の管轄区域内に事務所を有する稅務代理士より報告を徴し又は代理官をして其の業務に關する帳簿書類を検査せしむることを得



代理官前項の検査を爲すときは検査章を携帯すべし

附則

本令は公布の日より之を施行す

税務代理士法施行の際現に税務代理業を爲す者にして税務代理士たらしとする者は税務代理士法施行の日より二月以内に許可申請書を住所地を管轄する税務署長を経由し大藏大臣に提出すべし

前項の許可申請書には本籍、住所、氏名、税務代理業を開始したる年月日及税務代理士法第四條第一項の許可ありたる場合に於て同法第七條の規定に依り事務所を設くべき場所を記載するの外左に掲ぐる書類を添附すべし

一、戸籍謄本

二、履歷書

三、税務代理士法第三條第一號乃至第七號の一に該當せざる旨の證明書

四、税務代理士法第二條第一號乃至第三號に該當する者に在りては前各號の書類の外各其の旨を證する書面

第九條の規定は税務代理士會成立するに至る迄は之を適用せず

— 終 —

(附錄)

改正税法に依る新舊對照税率一覽表

税目	課税物件	税率 ( )は舊税率
所得稅 分類所得稅	不動産、不動産上の權利又は船舶の貸付(永小作權及は地上權の設定其他他人をして不動産不動産上の權利又は船舶を使用せしむる一切の場合を含む)に因る所得但し甲種の事業所得を除く	百分の十六(百分の十)
二、配當利子所得	甲種 本法施行地に於て支拂を受くる公債、社債又は預金(法人に對する預金に限る)の利子及合同運用信託の利益並に本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若は利息の配當又は剰餘金の分配 乙種 營業に非ざる貸金の利子並に甲種に屬せざる公債又は預金の利子、合同運用信託の利益及法人より受くる利益若は利息の	百分の九(百分の四) 百分の十四(百分の九) 百分の十五(百分の十) 百分の十五(百分の十)
	甲種 一、國債の利子 二、國債以外の公債の利子 三、其他 乙種	



三、事業所得

配當又は剩餘金の分配  
甲種 物品販賣業（動植物其の他普通に物品と稱せざるもの、販賣を含む）、金銭貸付業、物品貸付業（動植物其の他普通に物品と稱せざるもの、貸付を含む）製造業（瓦斯電氣の供給、物品の加工修理を含む）運送業（運送取扱を含む）倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫眞業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鑛業、砂鑛業、湯屋業、理髮美容業、其の他命令を以て定むる營業（兩替業、演劇興行業、寄席業、遊技場業、遊覽所業、藝妓置屋業、貸座敷業）

甲種 百分の十三（百分の八、五）

四、山林の所得

乙種 農業、畜産業、水産業等の所得、醫師、辯護士等の所得其の他他の種目に屬せざる總ての所得

乙種 百分の十二（百分の七、五）

五、退職所得

甲種 本法施行地に於て支拂を受くる一時恩給

甲種 千六百圓以下の金額を越ゆる金額 百分の九（百分の五）  
乙種 千六百圓を越ゆる金額 百分の十二（百分の七、五）  
金額 百分の十（百分の六）

六、勤勞所得

甲種 本法施行地に於て支拂を受くる俸給、給料、歳費、費用辨償、年金、恩給（一時金たる恩給を除く及賞與並に此等の性質を有する給與但し命令を以て定むる個人より支拂を受くるものを除く）

甲種 二萬圓を越ゆる金額 百分の十七（百分の十二）  
乙種 十萬圓を越ゆる金額 百分の三十二（百分の二十五）  
五十萬圓を越ゆる金額 百分の五十（百分の四十）  
百分の十（百分の六）

七、清算取引所得

甲種 甲種に屬せざる俸給、給料、歳費、費用辨償、年金、恩給（一時金たる恩給を除く）及賞與並に此等の性質を有する給與  
乙種 株式の清算取引に因る所得但し甲種の事業所得又は營利を目的とする繼續的行爲より生じたる所得に該當するものを除く

甲種 十萬圓以下の金額 百分の二十五  
乙種 十萬圓を越ゆる金額 百分の四十  
三十萬圓を越ゆる金額 百分の五十五  
三千圓を越ゆる金額 百分の六  
五千圓を越ゆる金額 百分の十二（百分の十）

綜合所得税



法人税

八千圓を超ゆる金額	百分の十八（百分の十五）
一萬二千圓を超ゆる金額	百分の二十四（百分の二十）
二萬圓を超ゆる金額	百分の三十（百分の二十五）
三萬圓を超ゆる金額	百分の三十六（百分の三十）
五萬圓を超ゆる金額	百分の四十二（百分の三十五）
八萬圓を超ゆる金額	百分の四十八（百分の四十）
十二萬圓を超ゆる金額	百分の五十四（百分の四十五）
二十萬圓を超ゆる金額	百分の六十（百分の五十）
三十萬圓を超ゆる金額	百分の六十六（百分の五十五）
五十萬圓を超ゆる金額	百分の七十二（百分の六十）
八十萬圓を超ゆる金額	百分の七十二（百分の六十五）

- 一、各事業年度の所得  
本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人  
本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人
  - 二、清算所得
  - 三、各事業年度の資本
- (参考)同族會社の留保金に對する加算税額の税率

五萬圓以下の金額	所得金額の百分の二十五（百分の十八）
五萬圓を超ゆる金額	同百分の三十七（百分の二十八）
十萬圓を超ゆる金額	同百分の二十五（百分の十八）
資本金額の百分の一、五（据置）	百分の二十四（百分の二十）
五萬圓を超ゆる金額	百分の三十六（百分の三十）
十萬圓を超ゆる金額	百分の四十八（百分の四十）
五十萬圓を超ゆる金額	百分の六十（百分の五十）
百萬圓を超ゆる金額	百分の七十二（百分の六十五）

特別の法人の剩餘金  
(参考)所得税法人税内外地關涉泉に依る税率

百分の十二、五（百分の六）

特別法人税



分類所得税

- 一、不動産所得の金額が六百圓を超ゆるとき
- 二、前號の金額が六百圓以下なるとき
- 三、所得税法第十七條又は第十八條の規定に依る控除前の事業所得の金額が千圓を超ゆるとき
- 四、前號の金額が千圓以下なるとき
- 五、個人が法人より受くる利益若は利息の配當又は剰餘金の分配中に朝鮮又は樺太に於て資本利子税を課するもの
- 六、朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島に本店又は主たる事務所を有する法人の法人税法第三條第一號の所得
- 七、法人税法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の各事業年度の所得中に朝鮮、臺灣、關東州、樺太又は南洋群島に於ける營業より生ずる所得

綜合所得税

朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に住所を有し又は一年以上居所を有する個人の所得税法施行地に於て支拂を受くる公債、社債、銀行預金及所得税法第二十一條第二項に規定する預金の利子

百分の十三、五(百分の八)  
百分の十一、五(百分の八)  
百分の十一(百分の七)

百分の八(百分の四、五)

百分の九(百分の六)

百分の四(百分の三)

百分の二十一(百分の十五)

營業 税

合同運用信託の利益

- 一、法人
- 各事業年度の純益
- 清算純益
- 二、個人
- 前記に掲ぐる營業の純益

百分の一、五(据置)

同

相續 税

臨時利得税

一、法人の利得

- (イ)利益金額中現事業年度の資本金額に年百分の十の割合を乗じて算出したる金額を  
超え現事業年度の資本金額に既往事業年度の平均利益率を乗じて算出したる金額以  
下の金額より成る部分の利益利得 金額の百分の三十五(舊百分の二十五)
- (ロ)利益金額中現事業年度の資本金額に既往事業年度の平均利益率を乗じて算出した  
る金額を超え現事業年度の資本金額に年百分の二十(舊百分の三十)の割合を乗じ  
て算出したる金額以下の金額より成る部分の利得 利得金額の百分の五十五(舊百  
分の四十五)
- (ハ)利益金額中現事業年度の資本金額に年百分の二十(舊百分の二十)の割合を乗じて  
算出したる金額を超え現事業年度の資本金額に年百分の三十の割合を乗じて算出し



たる金額以下の金額より成る部分の利得 利得金額の百分の六十五

(ニ)利益金額中現事業年度の資本金額に年百分の三十の割合を乗じて算出したる金額を越ゆる金額より成る部分の利得 利得金額の百分の七十五(舊百分の六十五)

(備考)法人の第一次事業年度が昭和十二年一月一日以後に終了したる場合に於て當該法人の現事業年度の積立金額が現事業年度の拂込株式金額、出資金額、基金又は醸金に百分の三十の割合を乗じて算出したる金額に満たざるときは前項第二號の利得中現事業年度の拂込株式金額、出資金額、基金又は醸金に百分の三十の割合を乗じて算出したる金額より現事業年度の積立金額を控除したる残額に年百分の十の割合を乗じて算出したる金額に相當する金額より成る部分の金額に限り前記に規定する税率百分の五十五は之を百分の四十五とす但し合併に因りて設立したる法人又は合併後存続する法人に在りては當該合併に因りて消滅したる法人中第一次事業年度が昭和十一年十二月三十一日以前に終了したるものある法人に付ては此の限に在らず前記の規定は本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人に付ては之を適用せず

現事業年度の資本金額十萬圓以下なる法人に限り第一項に規定する税率百分の三十五(舊百分の二十五)は之を百分の二十五(舊百分の十五)とし同百分の五十五(舊

百分の四十五)は之を百分の四十五(舊百分の三十五)とし同百分の六十五は之を百分の五十五とし同百分の七十五は之を百分の六十五とし第二項に規定する税率百分の四十五は之を百分の三十五とす

第二項に規定する法人の現事業年度の拂込株式金額、出資金額、基金、醸金又は積立金額は各月末に於ける拂込株式金額、出資金額、基金、醸金又は積立金額の月割平均を以て之を計算す

前記の規定に依り現事業年度の資本金額に乗すべき既往事業年度の平均利益率は昭和十一年十二月三十一日以前三年内に終了したる事業年度の全部の平均利益の平均資本金額に對する割合とす但し其の割合が年百分の十未満なるとき又は法人の第一次事業年度が昭和十二年一月一日以後に終了したるときは其の割合を年百分の十とし其の割合が年百分の十五(舊百分の二十)を越ゆるときは之を年百分の十五(舊百分の二十)

## 二、個人の利得

(イ)營業利得(所得税法第六十條に掲げる營業に因る個人の利得)

利得金額の百分の三十五(舊百分の三十)

(ロ)讓渡利得(不動産、不動産上の權利、船舶又は鑛業若は砂鑛業に關する權利若は



設備の譲渡に因る個人の利得)

- 十萬圓以下の金額 利得金額の百分の二十五
- 十萬圓を超える金額 利得金額の百分の四十
- 三十萬圓を超える金額 利得金額の百分の五十五

(従来は單に一率に利得金額の百分の二十五とす)

織物消費税

物品税

織物價格の百分の十五(舊百分の十)

甲類 物品の價格の百分の五十(据置)

乙類 物品の價格の百分の二十(同)

第一種

第五條の規定に依る場合に在りては百分の三十(同)

丙類 物品の價格の百分の十(同)

甲類 物品の價格の百分の五十(同)

乙類 物品の價格の百分の二十(同)

第二種

丙類 物品の價格の百分の十(同)

一、燐寸

千本に付十錢(舊五錢)

二、飴、葡萄糖及麥芽糖

第三種 イ、麥芽糖化の方法に依り製造したる飴百斤に付 二圓五十錢(据置)

印紙税  
廣告税

- ロ、其の他の飴並に葡萄糖及麥芽糖百斤に付 三圓(同)
- 三、サツカリン 一斤に付 十圓(同)

(參照 本文二〇四頁)

第一種

(イ)新聞紙、雜誌、書籍其の他の出版物に依る

廣告但し第二號第三號又は第二種第一號乃至

第三號に該當するものを除く

(ロ)汽車、電車、自動車、汽船其の他の交通運

軍機關又は交通運輸業の設備に依る廣告但し

第二種第三號に該當するものを除く

(ハ)映畫、入場券、乗車船券、氣球其の他命令

を以て定むるものに依る廣告

一、電柱等に依るもの

二、電氣事業の設備に依るもの

三、入場券又は乗車船券に類するものに依るもの

四、入場券の袋等に依るもの

五、諸藝の番附、受取書等に依るもの

六、照明に依るもの但し廣告を爲す業を営む者

廣告料金の百分の十

同

同

同

同

同







昭和十七年四月一日印刷  
昭和十七年四月十日發行

改正稅法問答  
定價 貳



編者 商工經營研究會

大阪市北區曾根崎上三丁目八番地

發行兼株式會社 大同書院

代表者 松本善次郎

會員番號 一六五〇二

東京市神田區淡路町二丁目九番地

配給元 日本出版配給株式會社

發行元

大阪市北區 曾根崎上三丁目 振替大阪三一五七二番  
電話北一六五三・五七五二番  
東京市神田區 振替東京八一三三八番  
電話神田二二二八番

大同書院

(社本製刷印同大)



923  
290

◇ 錄目書係關令法濟經制統 ◇

商工經營研究會編 式問答	企業許可令の解説 價一・〇〇 一四
商工經營研究會編 式問答	改正賃金統制令の解説 價二・八〇 二二
大阪商大 教授 陶山誠太郎編著	製造 <small>工業原價 計算要綱</small> 草案の解説 價一・七〇 一四
大阪商大 教授 陶山誠太郎著	軍需品工場の原價計算 價三・五〇 二二
商工經營研究會編 式問答	軍需品工場新 <small>經理 要綱</small> 解説 價三・〇〇 二二
商工經營研究會編 式問答	價格停止令(八・一一)の解説 價一・〇〇 一〇
大同書院編輯部 式問答	國民勞務手帳法の解説 價一・五〇 一四
商工經營研究會編 式問答	國家總動員法の解説 價一・九〇 一〇
商工經營研究會編	統制經濟違反事件と其判例 價一・一〇 一〇

＝ 兌發院書同大 ＝

製本控

923	290	年	月	日
解り易い 改正「税法」問答				
備考				



NEW  
+  
R



●  
¥2.00



725  
E  
290



